

*South China - Asia Business Report*Vol. **61**
April
2017

華南・アジア

ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs & Editorial

Topics

- みずほ銀行(中国)深圳支店 30 周年記念
深圳市 30 年の軌跡と奇跡 3
～世界の工場から紅いシリコンバレーへ～
- 企業取引におけるサプライチェーンファイナンスの活用 9

Regional Business

- Vietnam**
移転価格の新政令 15
- India** インドビジネス最新情報 [24]
インド・シンガポール租税条約の改正 18
- Singapore**
2017 年シンガポール予算案～税制改正を中心に～ 21
- China**
海外 NGO の中国国内活動にかかる管理法 25
- China**
中国税関実務～輸入申告価格の設定～ 28
- Hong Kong**
香港における事業譲渡 32
- Hong Kong**
香港法人の資本再構築 37
- Macro Economy**
アジア経済情報: アジア経済概況 41

Briefs

Topics

みずほ銀行(中国)深圳支店 30 周年記念

深圳市 30 年の軌跡と奇跡 ～世界の工場から紅いシリコンバレーへ～

中国が現在の経済大国へと発展する礎を築き、1980年代から一貫して中国の対外開放の最前線にあって、多くの外資企業を受け入れてきた深圳市。経済特区として香港と連携した加工貿易スキームを編み出し、「世界の工場」と呼ばれた地方都市は、リーマン・ショックをはじめとする経済危機や、急騰する人件費など数々の障害を乗り越え、いまや「紅いシリコンバレー」と呼ばれる世界最先端の電子産業都市に生まれ変わり、次なるステージへと飛躍しようとしている。深圳市とともに歩み、今年、設立 30 周年を迎えるみずほ銀行(中国)深圳支店から、30 年の軌跡と奇跡をたどる。

企業取引におけるサプライチェーンファイナンスの活用

企業の生産活動における資材調達から製品販売までを一連で把握し、その効率性や生産性を向上すべく業務プロセス全体を管理(マネジメント)することで、企業に高収益をもたらすための経営管理手法「サプライチェーンマネジメント」。このサプライチェーンマネジメントにおいて、企業の生産活動における資材の安定調達、利益率の向上、そして資材調達コストの削減に寄与するべく、金融機関が提供するソリューションについて、その仕組みとメリットを紹介する。

支払い/回収までの期間や取引価格において相反する、バイヤーとサプライヤーのニーズをくみとり、双方にメリットをもたらすことが可能な「サプライヤーファイナンス」は、どのような企業が取り入れているのか。また、メリットを最大化するためのウェブ・ポータルを活用した仕組みについても解説する。

Regional Business

[Vietnam] 移転価格の新政令

移転価格にかかる新たなガイドラインを示した政令が5月1日に発効する。新政令では、移転価格調査が強化され、納税者側は純然以上にコンプライアンスを求められる可能性が高い。資本関係に係る支配比率要件の変更など、新政令の主なポイントを紹介する。

[India] インドビジネス最新情報 [24] インド・シンガポール租税条約の改正

インドへの2000年4月以降の国別直接投資類型学で第1位のモリシャス、第2位のシンガポール、そして第8位のキプロスとの租税条約の改正に関する議定書が17年4月から発効する。一連の改正はすべて、

キャピタルゲインに対する課税権の見直しがポイントとなっている。ここでは、日本企業がインドに投資する際に経由することが多いシンガポールを中心に、議定書発行前と発行後に取得した株式に関する取り扱いなどについて説明する。

[Singapore] 2017 年シンガポール予算案～税制改正を中心に～

先ごろ発表された2017年予算案について解説する。今回の予算案では、法人税還付の延長、賃金補助制度の継続、各種優遇税制など、短期的な課題への対処はほぼ、前年を踏襲する内容となった。一方で、シンガポール人、シンガポール企業を強化する施策については、従前の生産性向上に代わる戦略を検討するため「将来経済委員会」による7つの戦略の提言を受け、環境問題への対応、人材育

成、国際的パートナーシップファンドの設立などを挙げている。

[China] 海外 NGO の中国国内活動にかかる管理法

17 年 1 月 1 日付で正式に発効した「中華人民共和国国境外 NGO 組織に係る国境内活動管理法」について解説する。当該管理法では国境外 NGO 組織に対し、明確で厳格な要求を示すとともに、相応の法的責任も規定した。中国国内で合法的に活動を行うために、同管理法のポイントを説明する。

[China] 中国税関実務～輸入申告価格の設定～

昨年 3 月から通関申告書の書式が変更されたことで、国外関連会社から貨物を輸入する場合、税関による価格査定が行われることになった。また、税関に輸入申告価格が合理的ではないと見なされた場合、価格設定に特殊関係が影響していないことを証明しなければならない。ここでは、輸出入貨物の通関に当たり不可欠な、輸入申告価格の設定方法とリスク、および価格設定の合理性な証明について紹介する。

[Hong Kong] 香港における事業譲渡

香港において事業を取得する方法の一つ、事業譲渡について紹介する。事業譲渡に際しては債権者保護のため、譲受人は譲渡人による当該事業の運営に関連する債務を負担する責任が生じる場合がある。また、事業譲渡に伴い、当該事業に従事する役職員が解雇される場合、通常の解雇時とは異なる取り扱いを認める規定が設けられている。事業譲渡に当たっては、関連条例を踏まえ譲渡人、譲受人それぞれの

責任を明確にするとともに、条例の適用範囲等につき予め専門家に相談されることを勧めたい。

[Hong Kong] 香港法人の資本再構築

さらなる事業の成長を目指し香港法人の資本再構築を行う方法として、裁判所を経ない減資や、同じグループ内の完全子会社間での合併、株主による任意清算などについて概観する。2014 年の改訂会社法施行以来、こうした減資、合併を行うケースは従前手続きに比べ短期間かつ低コストなため、増加傾向にある。ただし、当該手続きにかかる要件のほか、香港域外の事業・資産の譲渡については当該国の法律・税務上の影響も考慮する必要があるため、専門家への確認を勧めたい。

Macro Economy

アジア経済情報: アジア経済概況

2016 年 4Q のアジア経済は、世界的な IT サイクルの改善や中国での在庫調整進展を受けた輸入増などにより、総じて景気は持ち直した。17 年もこの動きは持続し、これに伴ってアジアの輸出も回復を続けると見込まれる。さらに 17 年半ば以降にはトランプ政権の積極財政が具体化すると想定され、18 年にかけて米国向けを中心に輸出の改善が続くと期待される。以上を踏まえ、17 年の実質 GDP 成長率は、中国が +6.5%、NIEs が +2.3%、ASEAN5 が +4.9%、インドが +7.4%、18 年は、中国が +6.4%、NIEs が +2.6%、ASEAN5 が +5.0%、インドが +7.5% と予測する。

Editorial

異動のシーズンを迎え、長年お世話になった方にご挨拶をいただく機会が増えています。そんな中、気になったのが、日本から派遣される後任がおらず、当地のスタッフが後任になります、というお話が増えていること。これまで現地人材の登用に消極的だったとされる日系企業ですが、ようやく重い腰を上げたというところでしょうか。とはいえ、外国籍人材や現地採用者の育成・活用に向けた企業の取り組みはまだ始まったばかり。ビジネスの急速な拡大に対し、現地のマネジメントが可能な人材の不足が叫ばれる中、さらなる事業の発展に向けた企業の本気度が試されそうです。



みずほ銀行(中国)深圳支店 30 周年記念レポート

深圳市 30 年の軌跡と奇跡 ～世界の工場から紅いシリコンバレーへ～

中村 朋生 みずほ銀行(中国) 深圳支店

中国が現在の経済大国に至るまで、その成長を支えてきたのが、広東省深圳市である。対外開放の先行・試行地域として、多くの外資企業をいち早く受け入れ、世界の工場の礎を築き、今日では「紅いシリコンバレー」と呼ばれる、最先端の電子産業都市として発展を続けている。みずほ銀行(中国)深圳支店は今年、30 周年を迎える。深圳市と、当地で中国ビジネスに取り組む日系企業とともに歩んだ 30 年を振り返りつつ、その軌跡と奇跡をたどる。

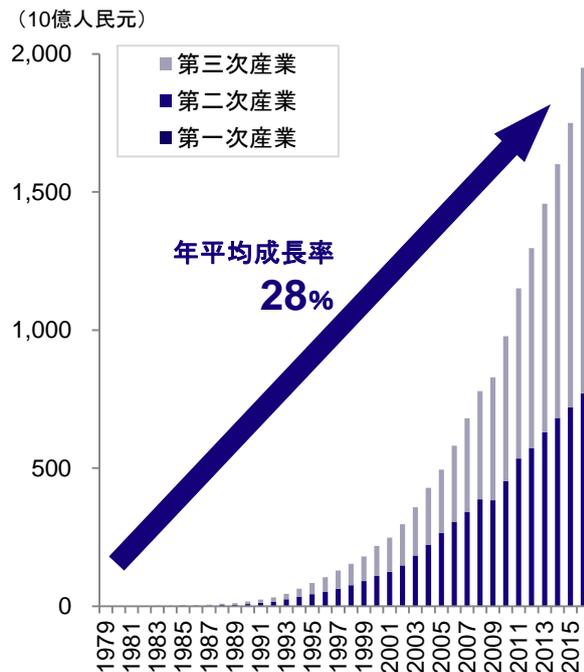
1. はじめに - 深圳市の産業構造の変化 -

日本では高度経済成長期から安定成長期へと移行していた真っ盛りの 1980 年、自動車の生産台数が世界一位となったほか、竹の子族やルービッ

クキューブが世間を賑わせており、華やかな様相を呈していた。かかる中、東シナ海の向こう中国では人口 3 万人に満たない小さな漁村が大きな経済圏へと変貌を遂げようとしていた。同年 8 月 26 日、全国人民代表大会常務委員会は国务院が提出した「広東省経済特区条例」を可決した。特区内で先行・試行的に対外開放を進めることを容認した同条例こそが、深圳経済特区の正式な設立と言われ、ここから現在まで、深圳市は試練と苦難を乗り越え、大きな成長を遂げてきた。

深圳経済特区の誕生から 16 年末までに、年平均 GDP 成長率は約 28.0%、GDP の規模は約 1 万倍の 1.94 億元と、2 兆元に迫る水準に達している(図表 1)。その間、ペティ=クラークの法則¹に倣うように産業構造の転換も起き、80 年には第一次産業 28.9%、第二次産業 26.0%、第三次産業 45.1%であった比率が、20 年後の 00 年には同 0.7%、

【図表 1】深セン市における産業別 GDP 推移



¹ 経済発展に伴い、第一次産業のウエートが下がり、第二次産業、第三次産業のウエートが高まること。

49.7%、49.6%と製造業を中心とした第二次産業のシェアが大きく増加している。さらに直近の16年はそれぞれ0.0%、39.5%、60.5%と、モノづくりの街からITや金融といった第三次産業が大きく伸びていることが分かる(図表2)。市政府等は今後も持続的な経済成長、経済発展を遂げていくために、この第三次産業に注力することを表明している。その政策の中で、日系企業に何が求められるか考えたい。

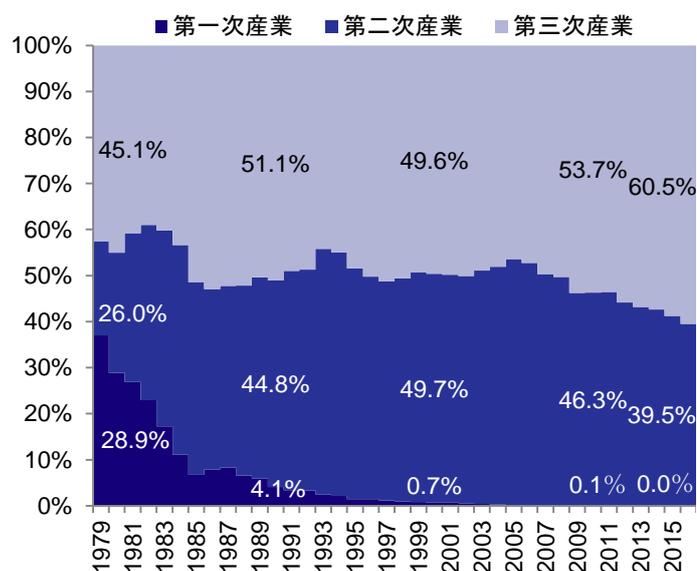
2. 夢を追った30余年の歴史—草創期・成長期—

まずは、深圳市がこれまでたどってきた軌跡について振り返りたい。

深圳市は、西洋が100年を費やして歩んだ道をわずか30余年の月日で駆け抜けてきた。その大きな成長要因の一つに香港の存在が挙げられる。80年の特区設立以降、90年代初期まで、主に加工製造業にウエートをおいて発展してきた深圳だが、その原動力は主に外国資本、すなわち香港資本の力が大きかった。また、90年代以降は加工貿易における香港との協力・分業形態が構築され、「前店後廠(ぜんてんこうしょう)²」と呼ばれる体制が生まれた。この時期の経済成長および産業構造の変化は、世界市場への窓口となる香港と、製造基地である広東省(または深圳市)が経済連携を強化した賜物であると言える。豊富な労働者の就業先を確保し、外貨を取得して国内経済の成長を後押しする一方で、外国資本により生産された製品を中国国内で流通

² 香港を経営、貿易、管理拠点に、中国を製造拠点とする明確な棲み分けを行った加工貿易ビジネスモデル。

【図表2】深圳市 GDP における産業別シェア



(出所) 深圳市統計局

させないことで国内産業を保護するという中国政府の思惑もあった。

その後、2003年には胡錦濤国家主席が深圳視察の際に「発展の加速、発展の率先、発展の調和」を指示した。これを受けた深圳市は「時間を惜しまない」「投資を惜しまない」をキーワードに「誰よりも先に行く」精神を築きあげ、発展を加速させることになる。さらに、特区設立30周年にあたる10年には再び同主席が視察し、「経済特区は引き続き発展のための努力を重ねるだけでなく、更に良い結果を出していかなければならない。経済特区の大胆な模索や先行先試の精神、経済特区としての役割を發揮できるよう支持する」とたゆまぬ変革・挑戦を期待していることが窺われる。

一方、日系企業の挑戦は特区黎明期である80年代からスタートを切っているが、90年代前半まではその文化の違いに苦戦を強いられ、当時の駐在員からは「日本では1年で終わることも、2倍、3倍の時間がかかることも少なくない」と嘆く声も多かつ

た。しかしながら、日系企業の深圳進出が最盛期を迎え、代表的なエレクトロニクス製品でもある OA 機器の完成品メーカーが深圳に出揃ったのもこの頃であった。その OA 機器は 14 年には世界生産の 90% を占めるようになったほか、携帯電話は約 40% と着実にエレクトロニクスの街としての地位を築き上げていった。

3. 飛躍に向けて立ちほだかる壁、更なる成長に向けた分水嶺 — 成熟期 —

ところが、経済特区となって 30 周年を迎えた 10 年、リーマン・ショックを契機とした世界的不景気に見舞われる。また、人件費等の諸経費が増加して企業の収益を圧迫したことを受け、労働集約型の製造業企業を中心に「チャイナ・プラスワン」として ASEAN への製造拠点移転を検討する動きが広がる中、深圳市は以下3点により苦境からの脱却と更なる成長を図る。

① 新たな産業の柱と起業家の育成

安価なコストや完成されたサプライチェーンに訴求力を見出す「モノづくり依存体質からの脱却」および「高付加価値・ハイテク産業、高機能サービス産業の確立」を図る。16 年の深圳市の「都市成長競争力」は国内トップの評価となっている³。これは、外国投資家にとって魅力的であるだけでなく、新たな成長の柱を確立させ、その担い手となる「メイカーズ」、即ち起業家(後述「Column」ご参照)を積極的に後押ししていることによるものと言えよう。

② 自貿区を通じた金融・物流業の振興

³ 中国都市競争力研究会が発表した 2016 年各種ランキング調査より。「都市成長競争力」の項目においては深圳市が前年に続き 1 位となった。総合では上海、香港に次ぐ 3 位で、4 位、5 位はそれぞれ北京、広州。

深圳市の経済成長や産業構造の変化を語るに、広東自由貿易試験区のうちの一つである「前海深港現代サービス産業協力区」の存在は重要なポイントとなろう。これは国が特定の産業を中心とした企業誘致と当該産業の発展を目的に創設した制度で、前海に進出した金融や物流、科学技術サービス、情報サービス分野の企業は税制面や金融面における優遇が享受できる。

この前海地区において 15 年 11 月、官民共同組織である「前海金融革新促進会」が発足した。同区内の金融業界の資源を調整・統合し、共有プラットフォームを構築するほか、同市もにおける金融業の健全な発展を促進することが狙いである。また、16 年 2 月には「一帯一路国際シンクタンク連盟」が正式に発足しているが、発足に合わせたシンポジウムの中で、深圳市共産党委員会の馬興瑞書記(現・広東省長)は「前海深圳・香港現代サービス産業協力区が一帯一路戦略の総合的な土台になる」ともコメントしており、中央政府レベルの政策においても、同市の金融業界に対する期待は大きいとみられる。なお、16 年 12 月現在で、同エリアへの登記企業数は 12 万社以上を数え、その投資規模は 6.8 兆元以上に上る。

③ 中資系・台湾系企業の台頭・躍進

ハイテク産業の成長という観点では、深圳市における大手中資系・台湾系企業の成長に触れないわけにはいかないだろう。IT 関連では、16 年に世界の携帯電話出荷台数第 3 位にランクインした通信・IT 大手のファーウェイ(華為)は深圳市に本拠地を置くほか、同 4、5 位の Oppo、Vivo といった新興勢力も近接する華南地域に本拠を構える。また、台湾系 EMS 世界最大手の鴻海精密工業など組立加工

メーカーやサプライヤーの多くも、ここ深圳市が主な製造現場となっている。

さらに、深圳市東部に本社を置く BYD(比亞迪)は、グループ各社を通じて二次電池、携帯電話用バッテリーなどの IT 関連部品を展開している。特に近年は得意分野である電池事業のノウハウを生かし、自動車事業に参入を果たしており、08 年には世界初の量産型プラグインハイブリッドカーを発売。足もとはエコ重視の趨勢に適應し、次世代エネルギーの分野で新天地を開拓している。同じく深圳に本拠を置くテンセント(騰訊)は、中国で爆発的な人気を誇るインスタントメッセージングアプリ「微信(We Chat)」を提供するほか、ゲームなど新しいサービス分野にも事業を拡大し、今や世界有数の IT 企業として注目を集めている。

上述のように、深圳市における新興企業の誕生と関連する IT 産業の発展、育成を可能としたのは、そうした新産業や新たなメカニズム、新サービスを創造する際に不可欠な絶好のインフラが整備されていたためである。深圳市はいち早く、単なるモノづくりによる成長は限界を迎え、高付加価値かつ創造性に富んだ産業・分野が求められることを見越し、これまでに培った技術力やインフラを生かした成長戦略に舵をきったと言えるだろう。言い換えれば、深圳市に拠点を置く各企業がさらなる成長・発展を目指すには、市政府の戦

略と展望を把握し、従前のビジネスにこだわらず、柔軟な発想と斬新なアイデアをもって臨むことが必須となろう。

4. 無限の可能性を有するこれからの深圳市 – 変革期 –

今後の深圳市は更なる変革が期待され、既に述べたように中央政府からも変わり続けることと、結果を出し続けることが求められている。

中国広東省指導部は 16 年 5 月 10 日、同省の第 13 次 5 年計画期間(2016 年~20 年)の取り組みに関する要綱を発表した。中国全体では 2020 年までの実現を目指しているが、敢えて 2 年前倒し、18 年に率先して「小康社会⁴」を実現させること等がその柱となっている(図表 3)。

とりわけ、深圳市に関しては「東進戦略を実施するための行動計画」の中で、市東部の開発計画や目標を示しており、交通インフラ、産業振興、公共サービス、都市開発の 4 分野 342 事業において、1 兆 4,000 億元を投じる計画を明らかにしている。龍

【図表 3】「小康社会」の実現に向けた具体的目標

定量目標	定性目標
小康指数を 97%以上とすること	比較的完全な社会主義市場経済体制
域内総生産伸び率を年率 7%以上とすること	開放型地域性イノベーション体系
2020 年までに GDP を約 11 兆元、一人当たり GDP を約 10 万元	国際競争力をもつ産業新体系
住民一人当たり可処分所得伸び率を年率 7%以上	グリーン・低炭素推進による新たな状況
現在の GDP と都市部・農村部住民の平均収入を 10 年の 2 倍	

(出所) 各種資料よりみずほ銀行(中国) 深圳支店作成

⁴ 一定程度の経済成長や国民の生活水準の向上など「ややゆとりのある社会」を意味する。

崗区中心部と坪山新区中心部の位置づけを格上げし、東部の中心として発展させるほか、交通網を発達させることで、西部との融合を図り、「西高東低」の傾向に歯止めをかけようとしている。

産業振興の観点ではファーウェイや BYD 等が東部に本社を置くものの、西部と比較すると東部全体の産業規模は小規模だという現状を打破したい考えが背景にある。今後、5年程度の期間を費やし、既に整備を始めている学研都市「国際大学園」等をイノベーションの牽引役とし、「東部イノベーション産業ベルト」を構築する計画だ。また、新たな切り口として大鵬湾や大亜湾等の自然の恵みを生かした「黄金海岸観光ベルト」を作り、世界レベルのビーチリゾート・エコツアーによる観光客の取り込みを標榜し、観光産業の発展も視野に入れている。

こうした取り組みを見ると、これまで深圳市が成長を遂げてきた歴史と、市政府が描く深圳の新たな物語の情景や登場人物が異質であることは想像に難くない。とはいえ、今後の深圳市の経済成長は、ハイテク産業を基盤に、クリエイティビティーやイノベーションといったキーワードに依るものが大きくなるだろう。かかる環境下、日系企業はどのような経営戦略を施せば、この深圳市での成長を続けることができるのだろうか。

5. おわりに - 日系企業の中国ビジネスの挑戦は始まったばかり -

90年代以降、日本はその安価で大量の労働力に魅かれ、中国に多額の投資を行い、モノづくりの主戦場を中国へと移してきた。一部、高度な技術を要する生産工程に限っては、安定的な供給や技術漏洩防止のため国内に残していたが、少なからず

産業の空洞化という問題を引き起こした。それでは、これまでモノづくりを中心に成長してきた深圳市も、日本が通ってきた道と同様の道のりを歩み、海外への道を切り拓くのかと問われれば、答えはノーであろう。

深圳の現在の労働環境に目を転ずると、かつての様相からは一変し、労働力は決して安価とは言えず、技術力も高めている。先述の通り、産業の高度化も着実に押し進め、既にエレクトロニクスの街として十分確立しており、サプライチェーンも完成しすぎている。特に高度な付加価値を求められる産業であればあるほど、安価な労働力を求めて東南アジア等へ展開しても、部材の調達に時間もコストもかかり、そのメリットは十分享受できないだろう。

従って、今後の日系企業はこの完成したサプライチェーンを有効活用することによる成長が求められる。その一つのポイントは「非日系企業との協業」だ。

これまで深圳に進出してきた日系企業は日本や香港との商流が確立されていたため、中資系企業や台湾系企業との連携、協業はどちらかという敬遠してきた節が見受けられる。販売先に対しては債権の回収が可能か、仕入先に対しては要求通りの部材を期日通りに納入可能か等、サプライチェーンの一角に非日系企業が入り込むことは常にリスクだと捉えられていた。

しかしながら、現在の事業環境ではビジネスのステージを見直してもいいタイミングに差し掛かっているのかもしれない。既述の通り、深圳では中資系、台湾系企業の台頭が目覚ましく、相応の実力もつけてきている。更なるビジネスの発展のためにも、この成長著しい企業との協業という新たな橋をかけ

ることを、検討の俎上に載せることも一考に値するだろう。それが頑丈な石の橋か、脆くも崩れ去るガラスの橋となるか、成功の鍵は日系企業独特のスピード感の是正だと考える。物事が決定するまでに、日本の1年間は米国シリコンバレーでは1カ月間、米国シリコンバレーの1カ月間は深圳では1週間といわれるほど差がある。そう遠くない未来の深圳で成功を収めるには、何よりもこの日本の50倍のス

ピード感についていかなければ競合他社に後れをとることになる。

日系企業が、ここ深圳を舞台に更なる飛躍、更なる奇跡を起こすには、中資系・非日系企業が何を求めているのか、また彼らの何を尊重すべきかを常に念頭に置き、一つ一つ疑問を紐解きながら、互いに手を取り合っていく必要があるだろう。

Column ～紅いシリコンバレー～

香港と深圳市のボーダーにあるショッピング・ビル「羅湖商業城」には、数多くの偽物商品が所狭しと並べられ、売り場を埋め尽くしている。深圳市はコピー商品のメッカというもう一つの顔を持つが、それがいま、巷間を賑わせている「紅いシリコンバレー」の原点の一つになろうとは誰が予想できたであろうか。

今やハイテク産業の集積地となっている深圳では、雨後の筍のようにベンチャー企業が誕生しており、その多くがIT関連等のハイテク産業に分類される企業である。携帯電話メーカーで世界シェア3位のファーウェイや、ドローンの世界シェア1位のDJI、メッセージアプリ「微信(We Chat)」を配信するテンセント、リチウムイオン電子から電気自動車・バスまで生産するBYDは、いずれも深圳が本拠地だ。

こうした多くの成功事例に惹かれ、近年、この成長著しい企業への憧れと野心をもった優秀な若者が国内各地または近隣諸国から深圳に集まっている。そして、その優秀な頭脳から吐き出されるアイデアを形にする工場が深圳には有象無象に存在する。それが、冒頭紹介したコピー商品の生産を担う工場である。発注した翌日には金型ができ、その数週間後には試作品が完成、その数カ月後には量産体制が確立されるという、驚きのスピードだ。試作品の製作と同様の短期間でアイデアを実物にすることが出来るため、深圳では日々、Trial & Errorが繰り返されていると言える。

こうして磨かれた新技術とスピード感により、「紅いシリコンバレー」は世界に対する存在感も高まりを見せている。その証左の一つが、中国国内における2015年の特許出願件数トップ10のうち、6社が深圳を本拠地とする企業であったという事実である。今後、この勢いが翳りを見せることは想定しがたく、まずは深圳市のプレゼンスは向上するであろう。

ただし、やはり世界の「メイカーズ」の憧れの眼差しは本場、米国のサンノゼに集中しているのではなかろうか。世界各地の優秀な頭脳を深圳に集約し、持続的な成長を実現するために、当局は外国人起業家向けの優遇政策を導入するなどの思い切った策が必要だろう。そうして世界中の優秀な頭脳を深圳で競わせ、場合によっては一流企業による就業体験、さらには社内ベンチャー制度を充実させる。こうしたことが可能であれば、深圳でもサンノゼに負けない「ベンチャーインフラ」がますます整っていくように見受けられる。

深圳の経済成長を支える重要なキーファクターになり得る存在として「メイカーズ」が頭角を表す日はすぐそこにきている。



企業取引における サプライチェーンファイナンスの活用

小塚 聖・金子 裕資

みずほ銀行グローバルトランザクション営業部 東アジア室

昨今、新聞・雑誌やインターネット等で「サプライチェーンマネジメント」という言葉を目や耳にする機会が増えている。このサプライチェーンマネジメントの中で、企業の生産活動における資材の安定調達、利益率の向上、そして資材調達コストの削減に寄与するべく、金融機関が提供するソリューションについて、その仕組みとメリットを中心に紹介したい。

サプライチェーンマネジメントとは

サプライチェーンマネジメントとは、企業の生産活動における資材調達から製品販売までを一連で把握し、その効率性や生産性を向上すべく業務プロセス全体(図1)を管理(マネジメント)することで、企業に高収益をもたらすための経営管理手法と捉えることができる。製品の製造・販売に係る企業内・グループ内のプロセスはもとより、資材調達の相手(サプライヤー)や、最終製品の販売先との関係までも含め、商流全体を俯瞰した形でマネジメントすることを意味している。

販売先との関係については、販売後の代金回収に対するリスクや、掛売りをを行う際の回収までの期間にかかる資金繰りとの兼ね合いから、か

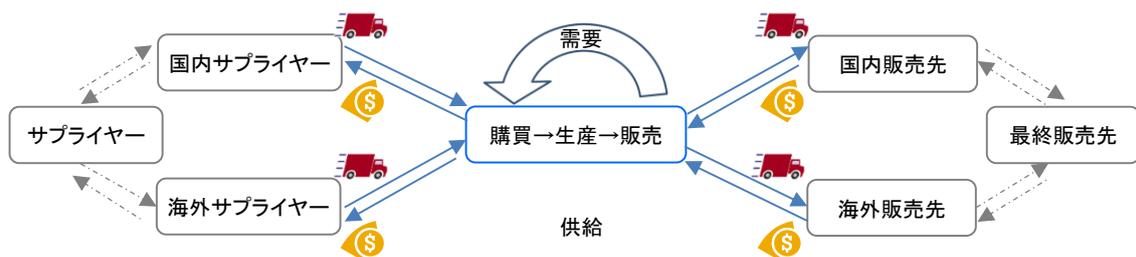
ねて検討され、銀行としてもそれらの企業ニーズに対してリスクヘッジや資金調達の手段を提供してきた。

一方、サプライヤーとの関係に視点を移してみると、企業自身の生産活動を最適化するために、なんらかの手段が必要だと考えられないだろうか。本稿では、特に企業とそのサプライヤーとの関係に焦点を絞り、企業として検討すべきポイントやニーズと、それに対して銀行が提供できるソリューションに触れていきたい。

企業とそのサプライヤーがお互いに求めること

企業が自身のサプライヤーから資材を調達することは、企業の生産・事業活動における第一歩

【図1】サプライチェーンの全体像



であり、これをないがしろにしては企業自身の収益確保や収益性の向上は当然ながら覚束ない。そして、サプライヤーにとっても、自身が生産した製品を販売する相手との関係が重要であることも言うまでもない。しかしながら、両者の間には相反するニーズがあることも事実であり、これらをいかに解決し、継続的な関係を築いていくかが重要になる。

図2は、資材を調達する企業（以下、「バイヤー」）とそのサプライヤーの相反するニーズの一例を図に示したものである。

まず、バイヤー側から見た場合、以下のニーズが挙げられる。

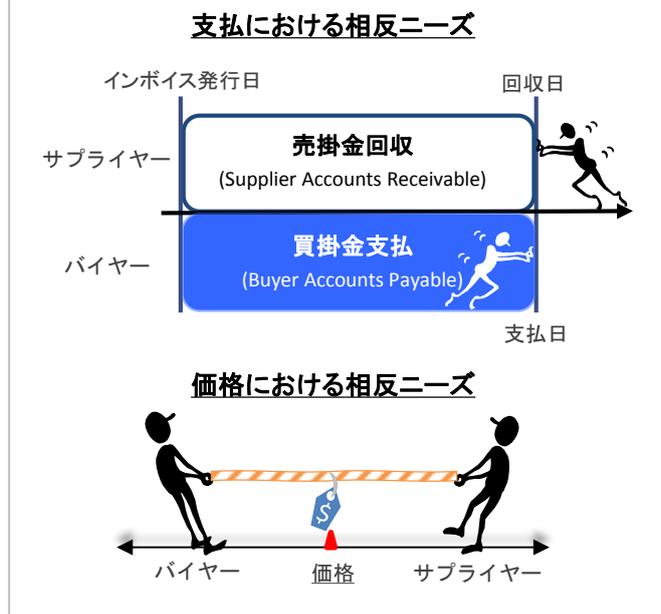
- 1) 自身が必要とする際に安定的に資材の供給が受けられること
- 2) 購入代金の支払いを遅くすること
- 3) 資材調達価格を抑えること

これに対しサプライヤーの側のニーズは以下のようなになる。

- (1) 安定的に、より多くの製品を販売できること
- (2) 販売代金の回収を早くすること
- (3) 販売価格を上げること

バイヤーからすれば、なるべく支払いまでが長期間で、低い価格での資材調達が実現できれば自身にとって有利になるが、それはすなわちサプライヤーのニーズに逆行することにもなる。

【図2】バイヤー・サプライヤー間で相反するニーズ



特に、サプライヤーがバイヤーよりも規模が小さく、会社としての体力・耐久力が弱い場合、サプライヤーに不利な条件を一方的に押し付けることは、いずれサプライヤーを消耗させ、最終的にはサプライヤーの経営を圧迫することにつながる。そうなれば、バイヤーのニーズである安定的な資材調達が不可能になってしまう。

一方で、サプライヤーのニーズを単純に叶えようとするれば、今度はバイヤー自身にデメリットがある資材調達となり、結果として企業自身の収益確保や収益性の向上が遠のいてしまう。

このように、サプライヤーとバイヤーは、互いに共存が必要でありながらも、相反するニーズを抱えなくてはならないジレンマに陥っていることが多い。その結果、概してサプライヤーの方が相対的に小規模なケースが多い製造業においては、バイヤーがサプライヤーに対してサポートをしつつ、自身のニーズも満たす解決策を提示することが、

サプライチェーンマネジメントの中で着目されるポイントとなってきているのである。

企業自身のニーズを満たしつつサプライヤーをサポートする手段

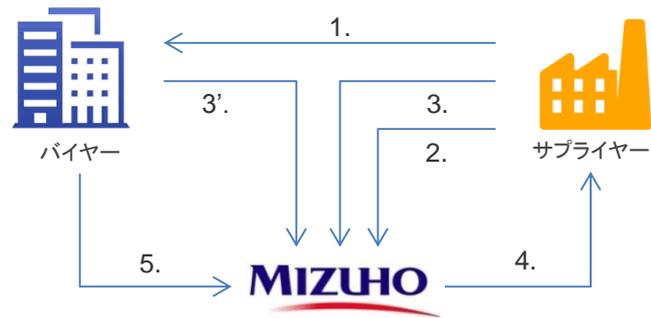
それでは、金融機関がこの相反するニーズを満たすべく提供することができるソリューションについて考えたい。すなわち、バイヤーは支払いまでが長期間で、低価格での資材調達が可能になり、サプライヤーは低コストで支払期日に資金を回収することを可能にするソリューションである。これは、一般に「サプライヤーファイナンス」と呼ばれている。

サプライヤーファイナンスとは、銀行がサプライヤーの保有する特定のバイヤー向けの売掛債権を買い取る仕組みを提供するものである(図3)。これにより、通常サプライヤーは支払期日まで資金の回収を待たなければならないところを、本来の支払期日より前に資金を得ることが可能となる。一方、バイヤーは支払期日に銀行に対して支払いをするということになる。

双方のニーズを満たすカラクリ

では、バイヤーはどのようにして支払期間の延伸、ないしは資材調達価格の引き下げを達成することが可能となるのか。そのカラクリを紐解くた

【図3】サプライヤーファイナンスの仕組み



1. 商品船積・インボイス発行
2. 資金化依頼
3. 売掛債権譲渡
- 3'. 債権譲渡通知および確認、異議なき承諾
4. 期日前支払 (コスト差引後)
5. 期日支払 (自動引落)

めには、この仕組みによりサプライヤーが得られるメリットを理解する必要がある。それはすなわち売掛債権の早期資金化ということになるが、より詳細に見た場合、下表1のようなメリットが挙げられる。

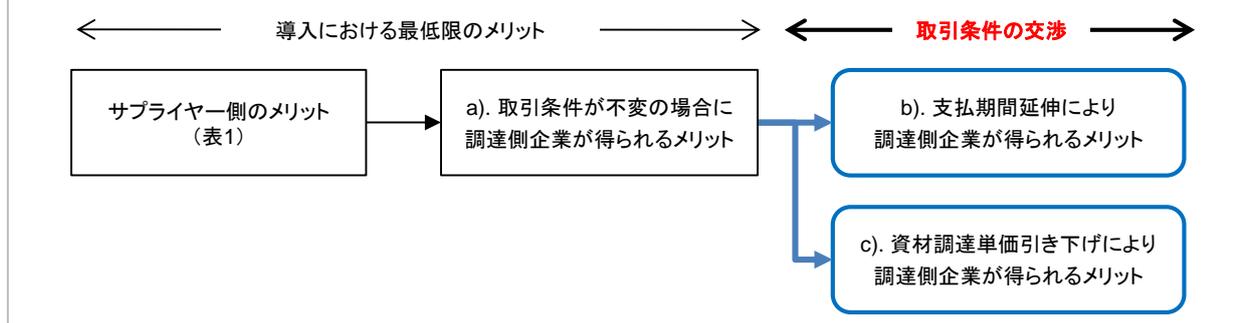
なお、上記メリットのうち、資金調達コストの削減については、サプライヤー自身の信用力に比べてバイヤーの信用力が高いことが前提になる。また、オフバランスシート効果については、サプライヤー自身で会計士または監査法人に確認し、承認を得ることが必要となる点に予め留意する必要がある。

さて、サプライヤーファイナンスの導入に当たり、

【表1】サプライヤー側のメリット

✓ 期日前資金回収による資金繰りの改善	✓ バイヤーの信用力に伴う、低利の資金調達(資金調達コストの削減)
✓ 回収リスクの排除	✓ 自社借入れ枠の温存
✓ 海外取引における為替リスクの削減	✓ ノンリコースベースのファイナンスによる、オフバランスシート効果
✓ 突発的な大量受注に対する運転資金調達のオプションの確保(季節要因に伴う大量生産など)	

【図4】取引条件交渉におけるプロセス



バイヤーはまず表1に挙げられているメリットをサプライヤーに理解してもらう必要がある。取引条件の見直しをせずとも、当然ながらバイヤーにもメリットは生まれるのだが、更にその先を見据え、バイヤーが自社のニーズをどのように達成すればよいのか、そのプロセス(図4)について触れていきたい。

a) 取引条件を不変とした場合におけるバイヤーのメリット

サプライヤーファイナンスをバイヤーの立場としてのお客さまに提案した際に、「支払期間も資材調達価格も変えない場合、当社にメリットはあるのか」という質問を受けることがある。取引条件を現状から変更しなくとも、企業側が得られるメリットとして、以下のようなものが挙げられる。

- 1) サプライヤーの資金繰りサポートと困り込み
- 2) サプライヤーからの資材安定調達
- 3) サプライヤーとの関係強化
- 4) L/C 等で支払いをしていた場合における金融コスト削減

なお、グループ間商流で子会社がサプライヤーの立場にいる場合においては、親会社の信用力で資金を調達できるため、グループ会社の運転資金借入にかかるコスト削減や、銀行の借入枠の温存目的で活用することも可能であることを付け加えておきたい。

b) 支払期間延伸によるバイヤーのメリット

表1から読み取れるように、サプライヤーはサプライヤーファイナンスを利用することで期日前に資金を回収することが可能となる。つまり、支払期間が従前より長くなったとしても、その影響を軽減することができるのである。そのため、バイヤーはサプライヤーファイナンスを金融機関から提供してもらうことと引き換えに、自社の支払期間を延長することで、サプライヤーへの影響を最小限にしつつ、以下のメリットを得ることが可能になる。

- 1) キャッシュフロー捻出による資金繰りの改善
- 2) サプライヤーへの支払から販売代金回収までの運転資金が必要な期間の短縮、およびそれに伴う運転資金調達コストの削減

- 3) 必要運転資金削減による有利子負債の圧縮、およびそれに伴うバランスシートの改善

そして、当然ながら資金繰りの改善によってフリーキャッシュフローが増えれば、今後の事業拡大資金としての運用や、新商品の研究開発への投資も可能になる。

c) 資材調達価格引き下げによるバイヤーのメリット

一方、サプライヤーファイナンスの導入を通してバイヤーが資材調達価格の引き下げを実現させるには、2つのステップに分けて考える必要がある。

はじめに、サプライヤーが早期資金回収をする際に発生するコストに着目していただきたい。このサプライヤーが支払うコストは、先に述べた通りバイヤーの信用力に基づいて金融機関が決定するものであり、バイヤーの信用力がサプライヤーの信用力よりも高い場合、このコストは少額で済む傾向にあるため、この条件に合致すれば、サプライヤーファイナンスを利用して資金調達することはサプライヤーにとって資金調達コストの削減となる。

そこで、バイヤーは、サプライヤーが資金調達コスト削減のメリットを享受できる対価として、資材調達価格の引き下げを交渉することが可能になる。そして、資材調達価格の引き下げができれば、以下のメリットを得られることになる。

- 1) 調達コスト削減による、利益率の向上

- 2) 販売先への販売価格の調整による、市場競争力の向上

- 3) 研究開発等への投資の増額

ここまで説明してきた通り、サプライヤーファイナンスの導入は、バイヤーにとってさまざまなメリットを追求できる可能性がある。そして、ここで重要となるのは、サプライヤーファイナンスの導入を検討する際に、バイヤーは何を導入の目的とし、具体的にどの程度の導入効果(ニーズ・目的の達成)を求めるのかということになる。バイヤー・サプライヤーの双方に対する導入目的とその効果を明確にするためには、銀行など金融の専門家によるコンサルティングを活用されることをお勧めしたい。

どのような企業が取り入れているのか

このサプライヤーファイナンスという仕組みは、グローバルの視点に立ってみるとさほど新しいものではなく、全世界でさまざまな業種の企業で取り入れられている。弊行がサプライヤーファイナンスを提供している例をとっても、「OA 機器」、「自動車」、「自動車部品」、「モーター部品」、「小売業」、「携帯電話・部品」、「玩具」、「食品」などをはじめ、多岐にわたる業種の企業がこの仕組みを利用することで、自社のサプライチェーンマネジメントを強化している。

更に、バイヤーにおけるメリットを最大限に引き出すために、より多くのサプライヤーに対してこの仕組みを導入し、大規模に支払期間の延伸や資材調達価格の引き下げをしていくことが考えられる。例えば弊行では、バイヤーにおけるこの大規模なサプライヤーファイナンスによる大量のプロ

セス処理を可能にするために、バイヤー・サプライヤー・弊行がすべて Web ベースでの取引を行える仕組みの提供を既に開始している(図5)。現時点では主要国・地域での提供を開始し、日系企業のサプライチェーンのグローバル化に対応すべく、順次提供する国・地域を増やしていく予定である。

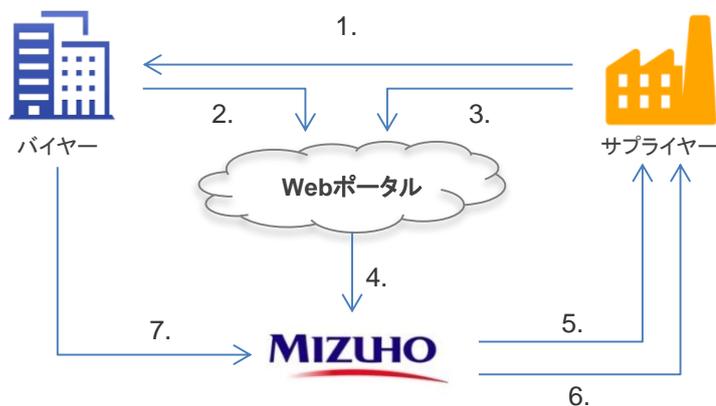
最後に

冒頭で述べた通り、サプライチェーンマネジメントは企業の生産活動の最適化の観点から確実に注目度を増している。そして、グローバルに展開する日系企業が増える中、世界規模での競争に取残されないためにも、多くの日系企業にとって非常に重要な課題として挙げられるべきものである。

しかしながら、サプライヤーとの関係については、改善の余地を残している企業が多い。特に、海外で生産活動をしていく中で、現地サプライヤーとの取引が日に日に増えている企業が多い。昨今の状況下において、サプライヤーと持続的な Win-Win の関係を構築することは避けては通れない経営課題である。

本稿にて紹介したサプライヤーファイナンスはこうした企業の問題解決に大きく寄与する仕組みであり、サプライチェーンマネジメントの考え方とあわせてこの仕組みについて理解を深めていただき、企業の生産活動の安定化を図るとともに、更なるビジネスチャンスの獲得につながる一助となれば幸いである。

【図5】Web ベースでのサプライヤーファイナンス



1. 商品船積・インボイス発行
2. インボイスデータアップロード
3. 資金化依頼
4. 依頼データ受付・処理
5. 期日前支払 (コスト差引後)
6. 期日支払 (資金化依頼を受けていないインボイス分)
7. 期日支払 (自動引落)

Business **【Vietnam】**



移転価格の新政令

讃岐 修治 フェアコンサルティングベトナム

1. はじめに

近年、ベトナムでは移転価格の税務調査が強化されてきており、ハノイ、ホーチミン、ドンナイ、ビンズン省では税務当局内に移転価格専門の調査チームも発足されている。かかる中、これまでの移転価格税制のガイドラインであった Circular 66/2010/TT-BTC に代わるものとして 2017 年 2 月 24 日付で Decree 20/2017/ND-CP が発行され、17 年 5 月 1 日から有効となる。本稿では、当該政令のポイントと納税者に求められる対応策について解説する。

2. 新政令の導入の背景

当該政令は、OECD の移転価格ガイドラインや BEPS (Base Erosion and Profit Shifting = 税源浸食と利益移転) プロジェクトにおける行動指針も踏まえて策定されており、移転価格調査の強化によるベトナムの税収増加につながるものである一方で、納税者側としてはさらなるコンプライアンスが求められる可能性が高くなる。

3. 導入後のポイント

新たな政令が導入されることによる主なポイントは次の通りである。

- 1) 関連者の定義: ベトナムでは従来から資本関係に係る支配比率の要件が 20%となっ

ていたものが、今回の改正で支配比率要件が 25%に変更される。

- 2) 従来は全体の 50%以上の仕入先、または販売先である関係は移転価格税制の課税対象の取引当事者となっていたがこの要件が除外となる。
- 3) 支払利息の合計が EBITDA (Earnings Before Interest, Tax and Depreciation and Amortization) の 20%までは損金計上可能と上限が設定され、20%を超える部分の支払利息は損金不算入費用となる。
- 4) 移転価格文書の準備の強化

4. 移転価格の文書化

当該政令において法人所得税の確定申告時に Form.01 を提出するよう求めている。また、BEPS 行動指針の 13 (移転価格関連の文書化の再検討) に基づき、状況に応じて納税者に以下の3つの文書を準備するよう求めている。

- 1) マスターファイル (親会社作成)
 - 多国籍企業グループの活動全体像に関する情報を記載 (Form.03)
- 2) ローカルファイル (子会社作成)

➔ 関連者間取引における独立企業間取引価格を算定するための詳細情報を記載 (Form.02)

3) 国別報告書(親会社作成)

➔ 国別に合計した所得配分、納税状況、経済活動の所在、主要な事業内容等を記載 (Form.04)

国別報告書については、最終親会社はその国の税法に基づいて文書化をしている場合、もしくはベトナム法人が最終親会社で連結グループ売上が 18 兆ドンを超える場合に文書化を要求されている。

さらに書類の提出期限は法人所得税の確定申告書提出までとなり、税務署から要求があった場合には 15 営業日以内、また税務調査前に書面での要求があった場合には 30 営業日以内での提出が求められる。合理的な理由がある場合には、一度のみ 15 営業日の提出期限の延長が認められる。

5. 免除要件

納税者は次のケースに当てはまる場合、移転価格の文書の策定を免除される。

- 1) 年間の売上が 500 億ドン(≒USD2.27 M)を超えず、かつ、関連者取引の金額が 300 億ドン(≒USD1.36M)を超えない場合
- 2) APA(Advanced Price Agreement = 事前確認制度)を適用して必要な年次レポートを提出している場合

- 3) 売上が 2,000 億ドン(≒USD9.08 M)未満で無形資産の開発・使用に係る収益費用を計上していない単純な機能の会社で EBITDA (Earnings Before Interest, Tax and Depreciation and Amortization) の比率が以下の基準を超えている場合

- ・ 販売業-5%
- ・ 製造業-10%
- ・ 加工業-15%

なお、「単純な機能」の定義は、マーケット、在庫リスクを負わず、戦略の意思決定に従事しない企業となっており、例えば親会社から指示された製品のみを製造し、生産した製品のすべてを親会社が引き取ることにしている受託生産の取引の場合などが想定される。こうした会社であれば機能もリスクも限定されているため、大きな利益の計上は見込めないが、一定量の利益は保証されるべきといった解釈ができ、該当する会社で損失を計上している場合は移転価格の問題が発生する点に留意が必要となる。

- 4) ベトナム国内での取引のみで、双方の企業に適用される法人所得税の税率が優遇税制等なく同率である場合

6. 移転調査対応

当該政令において、税務署は次の条件の場合、税務署内で管理する独自の比較対象(シークレットコンパラブル)を使用して調査ができると規定されている。

- 1) 納税者が会計基準、インボイス規定等を遵守していない場合
- 2) 納税者が正しく Form.01 を申告していない場合
- 3) 納税者が準備する移転価格文書に記載された情報が Form02 や Form03 に準じていない場合
- 4) 比較対象の情報の虚偽がある場合

7. 納税者の対応

上述のようにベトナム税務総局は今後、移転価格課税を現状よりさらに強化していくと見られるが、納税者としてはまず、移転価格の文書化の義務があるのか(免除要件を満たしているのか)を検討することと、状況により APA の準備をしていくことで、将来の移転価格による税務調査での追徴リスクを軽減することが可能となる。移転価格の文書化を検討されている場合には、事前に手続きや注意点を専門家にご相談されることをお勧めしたい。



讃岐 修治

Fair Consulting Vietnam

Joint Stock Company

オーストラリア公認会計士

外資系衛生製品メーカーのセールスマネジャーを経て、オーストラリアにて MBA 取得。大学院在学時より日系の独立系会計事務所にて日系企業を含めたローカル企業の会計・税務・ビジネスコンサルティングに従事。現職では、ハノイにおける各種税務コンプライアンス対応や、ジ



【India】インドビジネス最新情報 第24回

インド・シンガポール租税条約の改正

石倉 瞬 エス・シー・エス国際会計事務所グループ
Corporate Catalyst India Pvt Ltd

2月1日のインド政府予算の公表に伴い、国別の海外からのインド直接投資の情報が2016年12月まで、図表1のとおり更新された。日本は累積投資額の順位で第4位から第3位に順位を上げており、14年9月の安倍政権とモディ政権とで署名された日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップのもと、日本からの投資額が堅調に推移しているためと考えられる。一方で、当国別

ランキングで第1位のモーリシャス、第2位のシンガポール、そして第8位のキプロスに関して、図表2の通り租税条約の改正に関する議定書に合意し、17年4月から発効する。本稿ではこの条約改正のポイントであるキャピタルゲインについて、日本企業がインドに投資する際に經由することが多いシンガポールを中心に説明する。

【図表1】海外からのインド直接投資(国別)

単位:百万米ドル

順位	国名	2014年度 12ヵ月	2015年度 12ヵ月	2016年度 4月-12月	累積 2000年4月以降
1	モーリシャス	9,030	8,355	12,819	108,729
2	シンガポール	6,742	13,692	7,115	52,994
3	日本	2,084	2,614	4,249	25,215
4	イギリス	1,447	898	1,266	24,374
5	アメリカ	1,824	4,192	1,940	19,884
6	オランダ	3,436	2,643	2,500	19,814
7	ドイツ	1,125	986	907	9,537
8	キプロス	598	508	559	9,111
9	フランス	635	598	419	5,531
10	アラブ首長国連邦	367	985	613	4,643

出典: Department of Industrial Policy & Promotion の公表データ

【図表2】租税条約の改正に関するタイムライン

署名日	発効日	内容
2016年5月10日	2017年4月1日	インド・モーリシャス間の租税条約改正に関する議定書に署名
2016年11月18日	2017年4月1日	インド・キプロス間の租税条約改正に関する議定書に署名
2016年12月30日	2017年4月1日	インド・シンガポール間の租税条約改正に関する議定書に署名

出所: インド政府ウェブサイト

1. インド・シンガポール間の租税条約の改正に関する議定書

今回の一連の租税条約の改正は、すべてキャピタルゲインに対する課税権に関する部分の見直しが主要な目的である。日本企業でもインドへの投資を考える際にシンガポールを経由して投資を行う企業が存在するが、その理由の一つはインド・シンガポール間の租税条約におけるキャピタルゲインの取り扱いと考えられる。

現行のインド・シンガポール間の租税条約においては、同第13条4項において、株式の売却は、租税条約に特別の定めのないその他の資産の売却として、売却により一方の国の居住者に生じた所得は、当該一方の国でのみ課税されることが規定されている。すなわち、シンガポールの会社がインドの会社の株式の売却により所得を得たとしてもシンガポールでのみ課税が行われる。一方でシンガポールの国内法に従うと、会社が資産を売却した際のキャピタルゲインは原則として非課税とされている。

本租税条約上の取り扱いは05年6月25日に署名された租税条約改正に関する議定書(以下、05年議定書)に基づく取り扱いとなっており、同議定書では第6条において当該キャピタルゲイン等に関するインド・シンガポール間の租税条約上の対応は、インド・モーリシャス間の租税条約において同様の取り扱いがある限りは継続する旨が規定されている。今回のインド・シンガポール間の租税条約の改正に関する議定書(以下、16年対シンガポール議定書)への署名に先立ち、インド・モーリシャス間の租税条約に関しても同様の議定

書への署名が行われており、05年議定書への配慮がなされている。

16年対シンガポール議定書においては、以下のとおり17年4月1日前に取得した株式とそれ以降に取得した株式で取り扱いを異にしている。

①17年4月1日前に取得した株式に関する取り扱い

17年4月1日前に取得した株式を売却する場合には、従前と同様に譲渡者の居住地国でのみ課税される。譲渡者が休眠/導管会社¹の場合や当該便益を享受することを主たる目的としている場合には、本条項の適用が否定される。なおキャピタルゲインが生じた日の直近24カ月のうち、いずれかの12カ月期間での事業支出が少なくともシンガポールで20万シンガポールドル、またはインドで500万インドルピー存在しない場合、譲渡者は休眠/導管会社と推定される。

②17年4月1日以降に取得した株式に関する取り扱い

17年4月1日以降に取得した株式を売却する場合には、譲渡の対象となる株式を発行する会社の居住地国において課税される。

ただし、17年4月1日から19年3月31日までの譲渡益については、当該居住地国の対象税率の50%を超えない税率が適用される。本ただし書きは譲渡者が休眠/導管会社の場合や当該便益を享受することを主たる目的としている場合には、本条項を適用することはできない。なおキャピタルゲインの生じた日の直近12カ月間において事業支出

¹ 導管会社とは、租税回避や利益移転などを目的に設立される会社を指し、一般的に経営実態を持たない。

が少なくともシンガポールで20万シンガポールドルまたはインドで500万インドルピー存在しない場合、譲渡者は休眠/導管会社と推定される。

2. 対モーリシャス、対キプロスでの改正後の租税条約上のキャピタルゲインの取り扱い

①対モーリシャスの租税条約の改正に関する議定書

インド・モーリシャス間の租税条約は、インド・シンガポール間の05年議定書から参照されているように、現行の租税条約においても株式についての特別の定めはなく、租税条約に定めのないその他の資産として、キャピタルゲインに対する課税が株式の売却により所得を得た会社の居住地国において行われるように規定されている。

16年5月10日に署名された本議定書においても、キャピタルゲインに関しては、16年対シンガポール議定書と同様の取り扱いが規定されている。すなわち、17年4月1日以降に取得した株式の譲渡に関しては、原則として対象株式を発行する会社の居住地国において課税される。ただし、17年4月1日から19年3月31日までのキャピタルゲインについては、当該居住地国の対象税率の50%を超えない税率が適用される。

②対キプロスの租税条約の改正に関する議定書

インド・キプロス間の租税条約に関しても、現行の条約では対シンガポールや対モーリシャスと同様に、株式はその他の資産に含められ、キャピタルゲインに対する課税は株式の売却により所得を得た会社の居住地国において行われる。

改正後の条約においては対シンガポールや対モーリシャスの租税条約と異なる取り扱いが定め

られており、17年4月1日以降はすべての株式の売却から生じたキャピタルゲインは、譲渡の対象となる株式を発行する会社の居住地国において課税が行われる。また、本改正条約では対シンガポールや対モーリシャスのように一定の移行期間時の軽減措置が規定されていない。

3. おわりに

従前は租税回避的な理由も含めて、モーリシャス、シンガポールまたはキプロスを經由してインドに投資するケースが多くみられたが、今後は本国から直接投資の割合が増えてくることが予想される。またインドにおいては、経済協力開発機構(OECD)が公表したBEPS²に関する行動計画を積極的に所得税法に取り込み課税を強化している傾向にあり、今後も租税条約の改正やインド国内税務関連法には留意していくことが必要である。



SCS



CCI
CORPORATE CATALYST
INDIA PVT LTD
(In Joint Venture with SCS Global)
www.cci.in



石倉 瞬 (いしくら しゅん)

日本国公認会計士
エス・シー・エス国際会計事務所
Corporate Catalyst (India)
Deputy Manager

大手監査法人に7年間勤務。その間、大手資産運用会社の投資信託やアジア規模の不動産ファンドの監査に従事。日本の会計基準のみならず、米国会計基準や国際会計基準にも精通している。2014年1月よりニューデリーに駐在し、現地日系企業に対する会計・税務・法務・労務関連のアドバイザーサービスや、新規進出企業への投資アドバイスを行う。

² BEPS は、Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)の略称であり、多国籍企業による過度な節税スキームが問題視され、OECDによるプロジェクト発足。2015年10月にBEPSに対応する最終報告書が公表された。

Business 【Singapore】



2017年シンガポール予算案 ～税制改正を中心に～

是松 洋平 RSM シンガポール

1. はじめに

本稿では3月20日に発表された2017年シンガポール予算案¹についてまとめ、政策の背景などを解説する。

今回の予算案には短期的な課題への対処、およびシンガポール人・シンガポール企業の強化の2つの柱がある。以下にも記すが、短期的な課題への対処は抑制的な内容で、これは今般予算案における主要な柱はシンガポール人・シンガポール企業の強化にあるためである。

2. 短期的な課題への対処

世界政治、経済が不安定な中で、短期的な課題への対処としての政策はほぼ昨年までの内容を踏襲している。

A) 法人税還付の延長: 2013 賦課課税年度(2012年に終了した会計年度の税務申告)より導入されてきた法人税還付については、昨年の予算案では2017 賦課課税年度までの延長が発表されていた。今年にはさらに1年間(2018 賦課課税年度ま

で)の延長が発表された。なお還付率は2017 賦課課税年度については2016 賦課課税年度と同様 50%、上限還付額が同2万シンガポールドル(以下Sドル)から2万5,000Sドルに引き上げられた。2018 賦課課税年度については還付率が 20%、上限還付額は1万 Sドルに引き下げられる。

2018 賦課課税年度の還付率、還付額が引き下げられたことで、この法人税還付制度は徐々に縮小され、終了に向かうと考えられる。そのため、本賦課課税年度の Capital Allowance(法人税法上の減価償却)の繰越などを検討するのも法人税法上、有効な税コスト対策法と考えられる。

B) 賃金補助制度: 4,000S ドルを上限に、同じ雇用者、従業員の間で給料が増えた場合は 20%を政府が補助する。本制度は継続。

C) 特別従業員補助金の一部改正: 高齢者を雇用した場合に受けられる追加特別従業員補助金の内容が一部変更された。従来、高齢者の再雇用年齢は 65 歳だったが、これが 17 年7月1日より 67 歳に引

¹ IRAS 予算案ページ

<https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Singapore-Budget/Budget-2017---Overview-of-Tax-Changes/>

- き上げられることとなった。これに伴い高齢者の再雇用に関わる追加特別従業員補助金の期間も19年12月末まで2年半延長された。
- D) 中小企業運転資金ローンスキーム: 昨年度導入された本制度について今年も継続される(1社当たり30万Sドルまで、本スキーム参加金融機関からローンを受けた場合、政府が返済不能リスクの50%を負う)。ただし、対象はローカルの株主に30%以上株式を保有された中小企業となる。
- E) 外国人労働者徴収金に関する改正: 外国人労働者徴収金に関して、建設業のワークパーミット労働者については予定通り17年7月1日に変更(増額)が実施される。一方で、加工業、海運関連業については、当該産業の厳しい経済状況に鑑みて、ワークパーミット労働者の料率変更は18年7月までさらに1年延期された。製造業、サービス業のワークパーミット、Sパス労働者の料率は変更しないことが発表された。
- F) グローバル・トレーダーズ・プログラムの条件緩和の提案: 現物取引あるいはその仲介をするグローバルプレーヤー向けの優遇税制である当該プログラムについて、その条件の緩和が提起された。従来は優遇税率(5%あるいは10%、通常税率17%)を適用できるのは条件を満たした相手との対象取引のみとされていたが、取引相手の条件が外れ、対象取引であれば相手方にかかわらず優遇税率が適用されることなど、優遇税率の適用範囲拡大が提案された。詳細は本プログラムの監督官庁であるIE Singaporeから5月までに発表される予定である。
- G) 財務、資金管理センター優遇税制の条件の統一: 財務、資金管理をする統括拠点を対象とした税制である財務、資金管理センター優遇税制について、その取引相手の条件の緩和、合理化が行われることが提案された。詳細は5月までに発表される予定である。
- H) 統合投資控除の延長および条件緩和の提案: 17年2月末で終了が予定されていた統合投資控除が22年12月末まで延長された。この控除は特定の会社が海外で行うプロジェクトに際し、生産性を向上させる施設を設置した場合に、通常のCapital Allowanceに加えて受けられる控除である。従来はこの施設は該当プロジェクトにのみ使われるとの要件があったが、これが主に該当プロジェクトに使われるというように変更されることが提案された。
- I) 源泉徴収税の免除の延長: 非居住法人に対する金融仕組商品からの収益(21年3月末まで)、中途解約不能な国際的な海底ケーブルからの収益(23年12月末まで)に対する源泉徴収税の免除が延長された。

J) 個人所得税の還付:2017 賦課課税年度の個人所得税は 20%(上限は 500S ドルまで)還付されることが発表された。

3. シンガポール人、シンガポール企業の強化

今回の予算案で短期的な課題に対処するための税還付、優遇税制などが従来の路線を踏襲した、かなり抑制的なものになったのは、政府がシンガポール人、シンガポール企業を強化する点に注力していこうと考えているためだと思われる。

10 年に経済戦略委員会の提起によりスタートした、生産性向上に代わる戦略を検討するため将来経済委員会が 16 年1月に発足した²。将来経済委員会では反グローバル化の流れの中で、その GDP の3分の2を外需に依存するシンガポール経済がどのような対応をするべきかが論じられている。

その中で1. 国際的コネクションの深化、多様化、2. 高度技能の習得、活用、3. 革新と業容拡大のための企業能力の強化、4. デジタル能力の強化、5. 活気にあふれ世界中とつながった都市国家としての発展、6. 産業転換ロードマップの設定、導入、7. イノベーションと成長のためのパートナー作りの7つの戦略が提言された。

これらの戦略が実際に予算案の中にもいくつか反映されている。

K) 環境問題への対応:上記5の戦略「活気にあふれた世界とつながった都市国家としての発展」に対応するため、炭素税の 19 年導入の提案、水道料金の引き

上げ(2段階に分け現状から 30%増額)、オートバイに対する追加登録費用の増額が提案された。

L) シンガポール人の技能の深化:3年間で 800 人の将来のリーダー育成を目的としたスキルズ・フューチャー・リーダーシップ開発プログラム、成長が見込まれる産業の企業と失業中でその産業で働きたい人材のトレーニングおよび一時的な配属をする一時的配属・トレーニングイニシアチブなどがシンガポール人の能力強化のために導入された。

M) 国際的パートナーシップファンドの設立:「イノベーションと成長のためのパートナー作り」のために6億 Sドルの国際的パートナーシップファンドが設立された。これは年間売上8億 Sドル以下の企業がアジアの他の国に投資する際などに共同投資するためのファンドである。

来年以降の予算案などの政策についてはこの戦略がもとになって決定されていくものと考えられる。

4. まとめ

今回の予算案における各種政策変更については、上記にまとめたとおりである。

今後のシンガポールの長期的な政策を知るためには、将来経済委員会の7つの戦略について注意深く読み解く必要があると考えられる。引き続き ASEAN のハブとして開かれた経済政策を保持するものと思われるが、シンガポール人の能力

² 将来経済委員会ウェブサイト:
<https://www.gov.sg/microsites/future-economy>

向上、シンガポール企業の周辺国への展開により主眼を置いている。これは従来の低税率、安全性などを売りに外資企業をひきつける政策が、コスト高、人材定着の難しさなどから曲がり角にある事を考慮したものだと思う。

そういった点から考えると、シンガポールにある日本企業子会社などが望んでいる、外国人の就労パスの要件緩和などは、数年前に比べて難しくなったとはいえ周辺国に比べれば取得も難しくないことから、しばらく行われぬものと考えられる。



是松 洋平
(これまつ ようへい)
RSM シンガポール
(旧 RSM テオリム)
日本デスク

日本国内での事業会社、会計事務所などでの勤務を経て、2012年4月より現職。現在日本企業の会社設立、シンガポールでの事業展開、税務、会計関連のアドバイスなど各種アドバイスを提供。

Business 【China】



海外 NGO の 中国国内活動にかかる管理法

王正洋 北京市君澤君(上海)法律事務所

2016年4月28日、中華人民共和国第12回全国人民代表大会常務委員会第20回会議にて、「中華人民共和国国境外 NGO 組織に係る国境内活動管理法」¹(以下、「管理法」という)が可決、公布され、17年1月1日付で正式に発効した。当該法律は海外 NGO 組織に対する初の立法として、これまでの制度規範上の空白を埋め、海外 NGO 組織の中国国内での活動にとって大きな意義を有している。しかしながら、当該管理法では国境外 NGO 組織に対し、明確で厳格な要求を示し、かつ、相応の法的責任も規定された。従って、管理法の下で、中国国内において如何に合法的に活動を行うかは、議論および学習する価値がある課題となった。ここでは、管理法のポイントについて簡単に見ていきたい。

一、NGO 組織の定義および活動原則

海外 NGO とは、海外に合法的に設立した基金会、社会团体、シンクタンクなど非営利、非政府社会組織を指す。

また、NGO 組織の活動原則とは、「管理法」第3条および第5条の規定において、海外 NGO 組織は経済、教育、科学技術、文化、衛生、スポーツ、環境保護等の領域および慈善、災害救助等

での公益事業の発展に寄与する活動を展開することができる」と規定されている。ここで注意したいのは、海外 NGO 組織とは中国国内において、営利活動、政治活動に従事あるいは経済的援助をしてはならず、宗教活動に不法に従事または助成をしてはならない。「管理法」の定義の中で NGO 組織に関する三つの原則、即ち、非営利性、非宗教性および非政治性という国際社会で通用する三原則を明確にすることにより活動原則を明らかにした。

二、海外 NGO の活動方式

「管理法」第9条の規定によると、海外非政府組織は中国国内で活動を展開するにあたって、法に基づいて代表機構を設立しなければならない。代表機構を設立せずに中国国内で臨時の活動を展開する必要がある場合は、法に基づいて届出をしなければならない。海外 NGO 組織がその代表機構の設立登記をしていない、あるいは臨時活動に関する届出をしていない場合は、中国国内での活動展開または形を変えた活動をしてはならず、中国国内の如何なる法人または個人の活動のために委託、資金援助、あるいは形を変えた委託、資金援助をしてはならない。

¹ 中华人民共和国国境外非政府组织境内活动管理法

上記の規定に基づき、海外 NGO 組織が中国において展開できる活動方式は、代表機構を設立した上での活動展開と臨時活動展開の二種類に分けられる。上記を除いて、海外 NGO 組織は如何なる他の方式を以てしても中国国境内での活動をしてはならない。

三、登記および届出

「管理法」の規定により、海外 NGO 組織に対する管理は「二重管理体制」が適用される。即ち、登記管理機関と業務主管部門である。登記管理機関とは、国務院公安部門および省クラス人民政府公安機関であり、業務主管部門とは、国務院の管理部門、省クラス人民政府関連部門と他の政府機関である。なお、各 NGO 組織の具体的な主管部門リストは、当該法律に従い、国務院公安部門と省クラス人民政府公安機関より、関連部門と連携して制定、公布される。

海外 NGO 組織による二種類の展開活動については「管理法」において、登記、管理それぞれに詳細な規定がある。

1. 代表機構の設立および活動展開

「管理法」の規定によると、中国国内で登記、設立する海外 NGO 組織は、次の条件を満たさなければならない。

- ① 国外で合法的に成立したこと
- ② 独立して完全な民事責任能力を有すること
- ③ 定款の主旨および業務範囲が公益事業の発展に有益であること

- ④ 国外で二年以上存続し、かつ実質的な活動を展開していたこと
- ⑤ 法律法規、行政規定で規定されるその他の条件

上記の条件を満たした海外 NGO 組織は、業務主管部門の承認を得た上で、30 日以内に、登記管理機関宛代表機構の設立を申請する。登記管理機関は、申請を受理した日から起算して 60 日以内に、登記するか否かを定める。登記を認可した海外 NGO 組織に対し、登記機関は登記証書を発行し、かつ社会に対し公告する。

2. 臨時活動

「管理法」の規定によると、海外 NGO 組織が中国国内で代表機構を設立せずに、中国国内で臨時活動を展開するには、中国の国家機構、人民団体、事業単位、社会組織と提携して実施しなければならない。

海外 NGO が臨時活動を展開する場合、その中国側提携機構が許認可手続きをしなければならず、また、臨時活動の実施日から逆算して 15 日前までに所在地の管轄登記機関に届出をしなければならない。一般的に臨時活動期限は一年を超えてはならない。延長する場合は新たに届出を要する。

四、海外 NGO 組織の活動に関する規範

「管理法」は海外 NGO 組織の中国における活動展開に関する規範についても詳細な規定を定めた。

1. 代表機構を設立し、かつ、登記された名称で、登記された範囲内での活動を展開する。
2. 各年度始めと年末には、業務主管部門へ前年度の業務報告および翌年度の活動計画を提出しなければならない。
3. 臨時活動を展開する場合、その活動が終了した後、登記管理機関へ書面にて関連状況の報告を提出しなければならない。
4. 合法的に入手した活動資金を有し、かつ合法的に使用しなければならない。
5. 中国会計制度に即した外貨収支、税務登記を実施しなければならない。
6. 国務院による別途規定がある場合を除き、中国で会員募集をしてはならない。

五、法律責任

「管理法」第六章全8条において、当該法律に違反した場合の法的責任として、警告、活動の制限、停止を命じ、不正に取得した財産と違法所得の没収、差押、登記証書の抹消、臨時活動の取り締まり、拘束のほか、犯罪にあたる場合は、その刑事責任も追及しなければならないと規定している。



君泽君律师事务所
JunZeJun Law Offices

王 正洋(おう せいよう)

北京市君澤君(上海)法律事務所
シニアパートナー弁護士
日本チーム責任者

1987年西南法政大学卒、法学学士。95年北京大學、民商法修士。2005年ニュージーランドビクトリア大学 国際経済法修士。裁判官として5年、また弁護士として、30年以上にわたる豊富な実務経験を有し、複雑な商事紛争に関する訴訟と仲裁を得意とする。上海国際商会副会長、上海四川商会副会長、四川省政府招商顧問などを務め、2016年、法律雑誌「Lawyer Monthly」で商事仲裁の弁護士に選ばれた。

Business 【China】



中国税関実務 ～輸入申告価格の設定～

王鋭 深圳市伝智コンサルティング

（一）はじめに

税関総署は2016年3月から、「輸出入貨物通関単」と呼ばれる通関申告書の書式を変更した¹。当該書式変更では、必須記入項目として、「特殊関係の確認」、「価格の影響の確認」および「ロイヤリティー支払の確認」という、価格の審査に関連する三つの項目が追加された。これにより、関連会社からの輸入価格に対する調査がますます多くなるものと考えられる。

もし関連者間の輸入申告価格の設定が合理的ではないと税関に指摘された場合、申告不実だけでなく、場合によっては脱税あるいは密輸だと見なされる恐れもある。本稿では、輸入申告価格の設定方法、関連リスク、また如何に価格設定の合理性を証明できるかに関して簡単に紹介する。

（二）通関単(申告書)記入での留意点

上記で述べたように、通関申告書の書式の変更に伴い、国外の関連企業から貨物を輸入する際、「特殊関係の確認」欄で「はい(是)」と選択することになり、また、「価格の影響の確認」については是非を選択しなければならない。

- ① 「はい(是)」と選択した場合、税関による価格査定を受けることになる。価格を高く調整され、輸入通関に時間がかかる可能性がある。
- ② 通常、企業は「いいえ(否)」を選択する。ただし、その後、税関に指摘された場合、申告価格が特殊関係に影響されていないことを証明しなければならない。証明できない場合、申告不実だと見なされる恐れがある。関連の証明資料を準備できている企業はまだ少数である。

（三）リスク

一般貿易の場合

一般貿易の場合、輸入申告価格の金額によって、関税と輸入増徴税の金額が大きく変動する。輸入申告価格を低く設定することによって、すぐ節税効果が出るといっても過言ではない。

ただし、もし、税関に輸入申告価格が合理的ではないと見なされた場合、税関が合理的だと認定する価格で税金を追加納付するだけでなく、滞納金および罰金も発生する恐れがある。もし、当該行為が意図的に実施した脱税行為だと見なされ、また、脱税額が一定の金額を超えると、刑法上、密輸税に該当するケースもある。

¹ 海关总署公告2016年第20号(关于修订《中华人民共和国海关进出口货物报关单填制规范》的公告)

加工貿易の場合

加工貿易の場合、関税も輸入増値税も納付する必要がないため、実務において輸入価格の設定に関して特に重要視されず、また税関管理上、一般貿易ほど価格査定を頻繁に実施しない傾向がある。

ただし加工貿易においては、輸入価格の設定により増値税の還付額が変動する。『中華人民共和国税関行政処罰实施条例』によれば、もし、輸入価格の申告不実と見なされ、国の外貨、輸出税還付管理に影響を与える場合、申告価格の10%以上50%以下の罰金を課すことができる。

また、輸入価格を高く設定する場合、材料費の水増し計上によって所得を低く調整すると税務局に指摘される可能性がある。

(四) 証明方法**【根拠法】**

「中華人民共和国税関の輸出入貨物の課税価格に関する査定弁法」(税関総署第213号令)によると、買い手と売り手との間に特殊関係がある場合、その取引価格が下記のいずれかの方法で審査した価格と近い場合、特殊関係に影響されていないと見なされる。

- ① 中国国内の特殊関係のない会社に売る同種または類似の輸入貨物に係る取引価格
- ② 逆算価格法(国内販売価格に基づく方法)で審査した同種または類似の輸入貨物に係る課税価格

- ③ 計算価格法で審査した同種または類似の輸入貨物に係る課税価格
- ④ その他

【所見】

- 1) 中国の外資企業は通常、「独占販売」として許可された部品を生産・販売するため、方法①である同種または類似の輸入貨物に係る取引価格は通常、適用できない。

ただし、自動車部品の場合、グループ会社にしても、同種あるいは類似する部品を輸入するケースも良く見られる。もし、グループ会社の同種あるいは類似する部品の輸入価格をはるかに下回る場合、グループの輸入価格を参照しながら、合理的なレンジ内に設定し、あるいは自社の価格の合理性を証明する資料を用意する。

- 2) 逆算価格法を適用する条件の一つとして、輸入した貨物を中国国内の特殊関係のない会社に販売することがある。

中国国内にある同グループの会社に販売するビジネスモデルは多く見られるが、こうした会社では、方法②である逆算価格法は適用できない。

もし、中国国内の特殊関係のない会社に販売する場合、販売価格から一般経費、輸入通関後国内で発生する運賃・保険費ならびに利益を差し引いた金額に基づき、輸入価格の合理性を判断する方法である。

例えば、特殊関係のない会社に販売する価格は 1,000 であり、関連税金と費用が合計で 100 である場合。

- 5%である場合の輸入申告価格＝
 $(1,000-100)/(1+5\%)=857.14$
- 6%である場合の輸入申告価格＝
 $(1,000-100)/(1+6\%)=849.06$

従って、もし通常取得すべき利益率が5～6%である場合、合理的な輸入価格は 849.06～857.14 のレンジ内にあると理解できる。

また、当該方法で通常取得すべき利益率に関しては、自社と共通する機能とリスクを抱える同業他社の利益率を参考にすることが多い。

- 3) 計算価格法とは、輸入貨物の製造原価に、利益および一般経費ならびにその輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格を課税価格とするものである。上記分析を鑑み、方法③である計算価格法はよく適用される方法である。

例えば、国外の関連会社が特殊関係のない第三者の仕入先から購入する価格は 1,000 であり、中国の関連会社に販売する際、発生する関連費用が合計で 100 である場合。

- 5%である場合の輸入申告価格＝
 $(1,000+100)\times(1+5\%)=1,155$

- 6%である場合の輸入申告価格＝
 $(1,000+100)\times(1+6\%)=1,166$

従って、もし国外の関連会社が通常取得すべき利益率が5～6%である場合、国内会社の合理的な輸入価格は 1,155～1,166 のレンジ内にあると理解される。

また、上記2)と同じく、国外の関連会社が通常取得すべき利益率に関しては、関連会社と共通する機能とリスクを抱える同業他社の利益率を参考に、判断するケースが多い。

なお、当該方法の適用には通常、海外の関連企業の財務資料および証明資料が必要となる。一方、海外関連企業は自社の財務データを提供することに非常に慎重である。

(五) 税務局との見解の矛盾

税務局は、移転価格税制にかかる審査において、企業全体の利益水準を要求することが通常であるのに対して、税関は、一件一件の取引に対して、申告価格について審査する。

また、税務局にとっては、輸入申告価格が低い場合、原価が低くなる分、所得が高くなるため、納める企業所得税は多くなる。一方、税関にとっては、輸入申告価格が低い場合、輸入申告にあたって納める税金は少なくなる。

よって、企業は税関と税務局との二つの角度から全般的に考慮したうえ、関連輸出入の価格を決めなければならない。

(六) まとめ

事前に関連税関価格方法で分析し、証明資料を準備することをお薦めする。その中で、自社の価格政策が税関の観点からして問題があると把握した場合、適時に社内調整を行うことができる。

証明資料の作成などについて、随時質問を承っているので、お気軽にお問い合わせいただきたい。



王鋭 (Richard Wang)

深圳市伝智コンサルティング有限公司
パートナー
中税諮詢グループシニアパートナー
中国公認会計士



四大監査法人に10年ほど勤務し、シニアマネージャーとして、華南地域の日系企業コンサルティングチームのリーダーを担当。2012年に独立し、伝智コンサルティングを創設。中税諮詢グループの主要メンバー。日本会計士協会、中国税理士協会、在日本中国大使館、JETRO、中国地方政府機関、日本商工会等の機構が主催するセミナーにおいて、日本および中国に関する税務問題に関する講師を担当。

Business **【Hong Kong】**



香港における事業譲渡

佐藤 寛之 西村あさひ法律事務所

1. はじめに

香港において既存の事業を取得する方法としては、株式取得のほか、当該事業を構成する資産を譲り受けることにより、実質的に当該事業を承継する方法が考えられる。このような方法(事業譲渡)による場合、株式譲渡の場合とは異なり、個別の資産等について移転の手続きを行う必要がある¹ものの、譲渡対象となる資産等を個別に選別できる点に利点がある。

事業譲渡に際しては、Transfer of Businesses (Protection of Creditors) Ordinance (以下「事業譲渡条例」という)により、事業譲受人が事業譲渡人による当該事業の運営に関連する債務を負担する責任が生じる場合がある²。また、事業譲渡に伴い、当該事業に従事する役職員は、事業譲渡人から解雇されることとなるところ、事業譲渡における解雇に際しては、Employment

Ordinance (以下「雇用条例」という)において、通常の解雇時とは異なる取り扱いを認める規定が設けられている。

2. 事業譲渡条例の概要

(1) 概要

事業譲渡条例は、事業の譲渡が行われる場合には、債権者保護のため、(i)原則として、事業譲受人は、事業譲渡人による当該事業の遂行に起因するすべての債務および義務(以下「既発生債務」という)について責任を負う³とした上で、(ii)例外的に、債権者に対する所定の通知(以下「事業譲渡通知」という)を行った場合には、事業譲受人は、既発生債務について責任を負わない⁴旨を定めている。

これらの規定は、事業譲渡契約の当事者とならない債権者の保護を目的とするものであることから、事業譲渡人と事業譲受人との間の合意により(i)の適用を排除することはできないものの、(ii)の事業譲渡通知を行うか否かは当事者の判断に委ねられている。

なお、(i)の適用により事業譲受人が負う既発生債務に係る責任は、原則として対象事業の

¹ したがって、不動産や知的財産権などが譲渡対象とされる場合には、それぞれにつき登記・登録などの手続きが必要となり、契約関係を移転させる場合には、それぞれの相手方の承諾が必要となる。また、雇用契約については、雇用契約上の雇用者の地位の譲渡によりその地位が自動的に事業譲受人に移転するものとはされておらず、雇用契約の移転には、役職員と事業譲渡人との間における当初の雇用契約の終了と当該役職員と事業譲受人との間における新規の雇用契約の締結が必要となる。

² なお、日本法の下においても、事業譲受人が、事業譲渡人による当該事業の運営に関連する債務を負担する責任が生じる場合はあり得るものの、事業譲受人が事業譲渡人の商号を続用する場合などに限られる(会社法第22条第1項)。

³ 事業譲渡条例 Section 3(1)

⁴ 事業譲渡条例 Section 4(1)

譲渡金額を上限とし、かつ、事業譲渡の効力が生じた日から1年間に限定される⁵。

(2) 事業譲渡通知に係る手続き

前記(ii)の事業譲渡通知が、事業譲渡の実行日⁶の4カ月前から1カ月前の間になされ、かつ、事業譲渡の実行日までに完了⁷した場合、事業譲渡の実行日以降も、事業譲受人は既発生債務について責任を負わない⁸。

事業譲渡通知には、大要以下の内容を記載しなければならない⁹。

- ・ 事業譲渡人の名称および住所
- ・ 事業の内容、ならびに事業譲渡の実行日までの6カ月間において当該事業が運営されていた名称および住所
- ・ 事業譲渡の実行日
- ・ 事業譲受人の名称および住所
- ・ 事業譲受人が、(i)対象事業を運営することを予定または運営している場合、対象事業が運営されることが予定されている、または運営されている名称および住

所、または(ii)対象事業を運営することを予定または運営していない場合、その旨

・ 最終の公告時から1カ月が経過した時点で、当該時点までに訴訟が提起された場合を除き、事業譲渡人による当該事業の遂行に起因するすべての債務および義務に係る事業譲受人の責任は消滅すること

事業譲渡通知は、事業譲渡人および事業譲受人双方が署名した上で、(i)官報、(ii)香港において頒布されている2以上の中国語の新聞、および(iii)香港において頒布されている1以上の英語の新聞に掲載する方法により公告される必要がある¹⁰。

(3) 事業譲受人による補償請求

前記(1)のとおり、事業譲渡通知がなされない場合、事業譲受人は、既発生債務について責任を負うものとされているところ、事業譲受人は、事業譲渡条例に基づいて責任を負うこととなった既発生債務に係る金額のうち、事業譲渡条例によらなければ負担する義務のなかったものについて、事業譲渡人に対して補償を請求することができる¹¹。

ただし、当該規定は、事業譲受人が原則として既発生債務について責任を負う旨の規定と異なり、あくまで事業譲渡人と事業譲受人との間の負担の分配を定めるものであることから、事業譲渡人と事業譲受人の合意により適用を排

⁵ 事業譲渡条例 Section 8 および Section 9

⁶ 事業譲渡の効力が生じた日または効力が生じることが予定されている日(事業譲渡条例 Section 2(1))

⁷ 事業譲渡通知は、最終の公告時から1カ月の経過をもって完了したものとされる(事業譲渡条例 Section 4(4))

⁸ 事業譲渡条例 Section 4(1)。なお、事業譲渡通知は、事業譲渡の実行日の1カ月前の日以降、または事業譲渡の実行日以降も行うことが可能であり、その場合、当該事業譲渡通知が完了した日以降、事業譲受人は既発生債務に係る責任を負わないこととなる(事業譲渡条例 Section 4(2)および(3))

⁹ 事業譲渡条例 Section 5

¹⁰ 事業譲渡条例 Section 5(3)

¹¹ 事業譲渡条例 Section 6

除することが可能と思われる。事業譲渡の実行日より前に生じた事由に起因する損害についての事業譲渡人の責任を限定する必要がある場合には、事業譲渡契約上、当該規定の適用がない旨を明示的に確認しておくことが望ましい。

(4) 小括

以上概観した事業譲渡条例の規定を踏まえると、既発生債務に係る事業譲渡人および事業譲受人の責任は以下のとおり整理される。

	事業譲渡通知あり	事業譲渡通知なし
事業譲渡人の責任	○	○
事業譲受人の責任	×	○※

※事業譲渡人に対する補償請求可

なお、そもそも事業譲渡条例は、「事業 (business)」が譲渡される場合に適用されるところ、ある事業用資産または権利義務の集合の譲渡が、事業譲渡条例が適用される「事業 (business)」の譲渡と解されるか否かは、必ずしも明確ではない。「事業 (business)」ではなく、単なる個別の事業用資産または権利義務の譲渡に過ぎないと認識していた行為についても、「事業 (business)」の譲渡と解されて事業譲渡条例が適用される可能性があるため、事業譲渡条例の適用の有無は、事前に弁護士等に確認することが望ましいと思われる。

3. 事業譲渡に伴う雇用関係の移転

(1) 概要

事業譲渡が行われる場合、対象事業に従事する従業員も併せて移転することが考えられる。しかし、対象事業に従事する従業員(以下「対象従業員」という)に係る雇用契約上の雇用者の地位は、対象事業の譲渡により自動的に事業譲受人に移転するものとはされておらず、雇用契約の移転には、対象従業員と事業譲渡人との間における当初の雇用契約の終了、および対象従業員と事業譲受人との間における新規の雇用契約の締結が必要となる。

したがって、事業譲渡に際して対象従業員を移転させる場合、事業譲渡人は、一定期間前の通知により、または一定の金銭を支払って当該従業員を解雇する必要があり、かつ、当該解雇に伴い、当該従業員に対する各種の支払義務¹²が生じることとなる。

ただし、事業譲渡に際しての解雇においては、解雇補償金および長期服務金の取り扱い、ならびに雇用期間の継続の点において、通常解雇時とは異なる規定が設けられている。

(2) 解雇補償金の取り扱い

ある雇用者に 24 カ月以上の期間継続して雇用されている従業員は、当該雇用者に解雇され

¹² 年次有給休暇の未使用分、年次手当 (end of year payment)、解雇補償金 (severance payment)、長期服務金 (long service payment) など

た場合、原則として解雇補償金を受け取る権利を有する¹³。

前記(1)のとおり、事業譲渡に伴い、対象従業員は事業譲渡人から解雇されることになるが、事業譲渡の場合には、解雇補償金の支払いについて以下の例外が存在する。

① 対象従業員が移転に同意する場合

対象従業員が移転に同意する場合、すなわち、事業譲渡人を解雇されるものの事業譲受人に新規雇用される場合であって、かつ、当該新規雇用が事業譲渡人による雇用の終了直後に開始されるときには、対象従業員は解雇されたものとみなされず¹⁴、したがって解雇補償金の支払義務は生じない。

② 対象従業員が移転に同意しない場合

対象従業員が移転に同意しない場合、すなわち、事業譲渡人を解雇されて事業譲受人による雇用もされない場合であっても、(i)事業譲渡に伴う解雇であり、事業譲受人から新規雇用の申込みを受ける場合であって、(ii)その条件が解雇直前の事業譲渡人による雇用の条件と同様であり、(iii)当該新規雇用が解雇日付で開始されるにもかかわらず、(iv)当該対象従業員が当該申込みを不合理に拒絶した場合には、解雇補償金は発生しないとされる¹⁵。

¹³ その金額は、原則として、従業員の月間総賃金(22,500 香港ドルを超える場合は、22,500 香港ドル)の3分の2に、当該従業員の勤続年数を乗じることによって算出されるが、390,000 香港ドルを上限とする(雇用条例 Section 31G)。

¹⁴ 雇用条例 Section 31J(2)および Section 31D(2)

¹⁵ 雇用条例 Section 31J(3)および Section 31C(2)

(3) 長期服務金の取り扱い

ある雇用者に5年以上の期間、継続して雇用されている従業員は、当該雇用者に解雇された場合であって、かつ、当該雇用者が当該従業員に対して解雇補償金の支払義務を負わない場合、原則として長期服務金を受け取る権利を有する¹⁶。

前記(1)のとおり、事業譲渡に伴い、対象従業員は事業譲渡人を解雇されることになる。しかし事業譲渡の場合には、対象従業員が移転に同意する場合、すなわち、事業譲渡人を解雇されるものの事業譲受人に新規雇用される場合であって、かつ、当該新規雇用が事業譲渡人による雇用の終了直後に開始されるときには、対象従業員は解雇されたものとみなされず¹⁷、したがって長期服務金の支払義務は生じない。

ただし、解雇補償金の場合と異なり、対象従業員が移転に同意しない場合の例外規定は存在しない。したがって、対象従業員が移転に同意しない場合であって、当該対象従業員が長期服務金の受給要件を満たすときには、事業譲渡人は、当該対象従業員に対して、長期服務金を支払う必要がある。

(4) 雇用期間の継続

事業譲渡に伴い、対象従業員の雇用が事業譲渡人から事業譲受人に移転した場合、当該対象従業員の事業譲渡人における雇用期間は、事業譲受人における雇用期間に通算される¹⁸。

¹⁶ その金額の算定方法は、解雇補償金と同様である。

¹⁷ 雇用条例 Section 31Z(2)および Section 31T(2)

¹⁸ 雇用条例 Paragraph 5, Schedule 1

当該雇用期間は、解雇補償金、長期服務金、年次有給休暇の計算等において意味を有することとなる。

(5) 小括

以上を踏まえると、解雇補償金および長期服務金の事業譲渡における取り扱いは以下のとおり整理される。

		解雇補償金	長期服務金
対象従業員の同意	あり	支払義務なし	支払義務なし
	なし	支払義務なし※	支払義務あり※

※一定の要件を満たす場合

西村あさひ法律事務所
NISHIMURA&ASAHI



佐藤 寛之(さとう ひろゆき)
西村あさひ法律事務所
弁護士

2010年弁護士登録。香港関連案件に関与し、コーポレート案件全般に関するアドバイスを行う。17年1月より香港のOkada Law Firm(西村あさひ法律事務所の香港プラクティスにおける連絡事務所)へ出向中。



【Hong Kong】

香港法人の資本再構築

フランシス・チャン、福嶋 美咲 TMF 香港

企業を取り巻く市場状況の変動を受け、資本再構築に注目が集まるようになってきました。香港では2014年に施行された改訂会社法(622章)を活用し、現地法人の資本再構築を行うことで、さらなる事業の成長を目指すことが可能となっています。ここでは、裁判所を経ない減資や合併、株主による任意清算の概要などについてご紹介します。

会社法改訂による減資・合併の増加

香港では、株式有限会社は会社の株式に相当する資本金を保有する必要があります。株主により

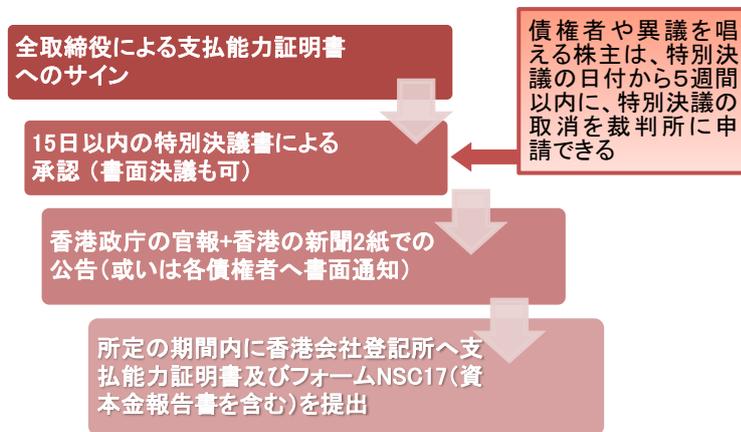
払い込まれた資本金は通常、会社の債務返済および債権者の保護のために維持されるという観点に基づき、これまでは裁判所における所定の手続きが完了するまで払戻しはできませんでした。このため、14年3月3日に改訂会社法(622章)が施行されて以降、既存事業の再編を念頭に置いた、裁判所を経ない減資手続きや同じグループ内の完全子会社同士の合併手続きの件数が増加しています。香港会社登記所による、14年から16年までの裁判所を経ない減資・合併についての統計は図表1の通りです。

【図表1】裁判所を経ない減資・合併件数の推移

	2014年	2015年	2016年	総数
減資	102	176	235	513
裁判所を経ない減資(新)	92	173	235	500
裁判所を通す減資	10	3	0	13
合併(新)	11	32	32	75

(出所) 香港会社登記所統計を基に TMF 香港作成

【図表2】裁判所を経ない減資手続きの主な流れ



(出所) TMF 香港

裁判所を経ない減資

支払能力テストに基づく裁判所を経ない減資の方法は、すべての種類の会社に適用されます。また損失の規模が相応にあり改善が見込まれないケース等において、累積損失と資本金を相殺し、いったん経営状況をリセットする目的においても、裁判所を経ない減資手続きが考えられます。これまでの裁判所を通す減資手続きに比べ、比較的短期間かつ低コストな方法といえます(図表2)。

株主による任意清算

資本の再構築を行うに当たり、もし当該香港法人が最終的に不要となる

場合は、株主による任意清算により会社を閉鎖することによって、より租税効率・費用効果の高い方法により、香港法人の余剰資産を株主が受け取ることが可能となります(図表3)。

ただし、税務上あるいはその他の理由により、清算が好ましいオプションではないケースもあります。その場合は、まず払込資本金の減資手続きを行い、会社法第 750 条に則り登記抹消申請を行うことも選択肢の一つとなります(図表4)。

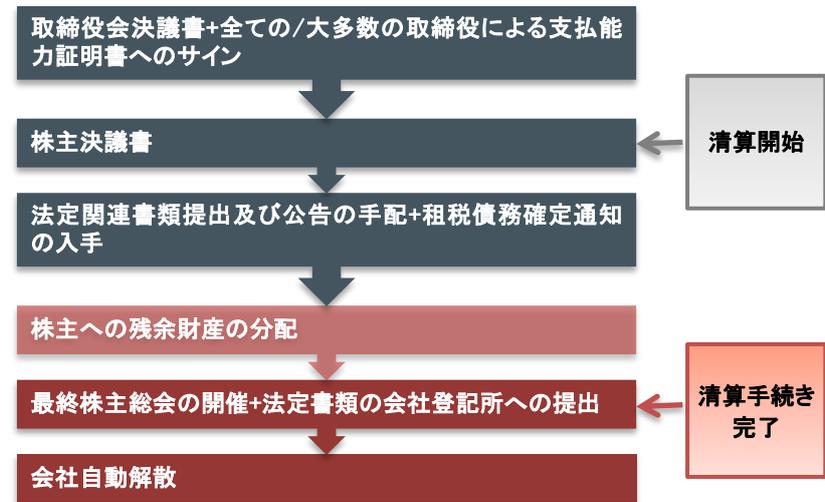
休眠申請

社名や税務上損失の保持を目的に法人を維持する場合は、改訂会社法第5章に基づき、株主による休眠申請も選択肢の一つとなります。

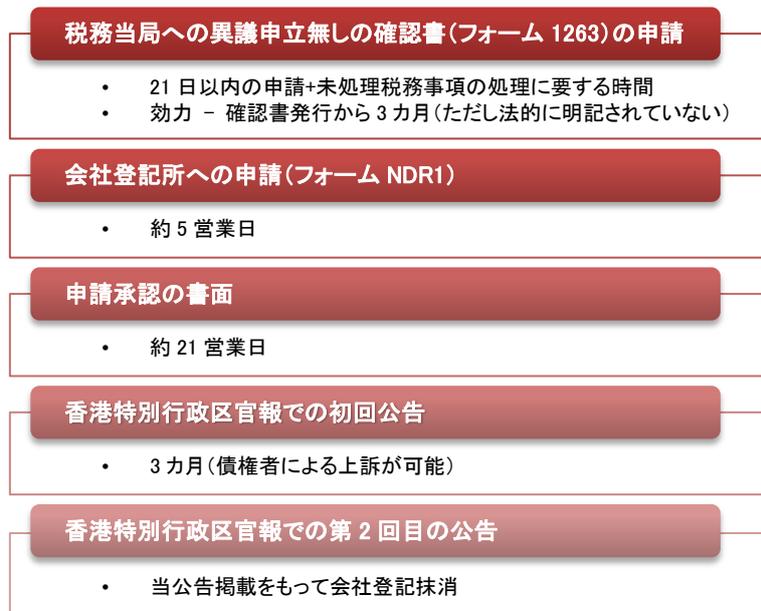
一般的に、一定期間内に会計取引が全く発生しない場合、会社は休眠会社とみなされます。改訂会社法第2章によりまずと、会社関連の会計取引とは、改訂会社法第373章に規定されている会社が記帳しなければならない取引を指します。ただし、これらには条例により会社が支払わねばならない費用の支払いは含まれません。

また、休眠会社の申請は以下の場合には適用されません。

【図表3】株主による任意清算手続きの主な流れ



【図表4】登記抹消申請手続きの主な流れ



(出所) 上記いずれも TMF 香港

- ① 私的会社ではない会社
- ② 改訂会社法第5章(7)に該当する会社

休眠会社となるためには、私的会社(前述②の例外を除く)は特別決議書の会社登記所登記官への提出日あるいは決議書に記載された後日の日付にて、休眠会社となる旨の特別決議を採択し、当該

決議書の提出日あるいは後日の日付より、休眠会社とみなされます。

なお、休眠会社が以下の状況になる場合には、休眠状態を失効します。

- ① 会社に会計取引が発生する旨の特別決議書が会社登記所登記官に提出された場合
- ② 会社において会計取引が発生した場合

前述の改訂会社法第5章に基づき休眠申請を行った会社は、定時株主総会の開催、年次報告書(Annual Return)の提出、監査人の任命および監査済決算書の作成といった一定の法定要求事項が免除されます。ただし、休眠会社は引き続き、改訂会社法・事業登記条例(310章)・内国歳入法(112章)に規定されたその他の法定要求事項を満たす必要があります。

休眠会社が満たす必要のある必要最低限のコンプライアンスには通常、以下が含まれます。

- ① 香港在住者あるいは香港内で登記されてい

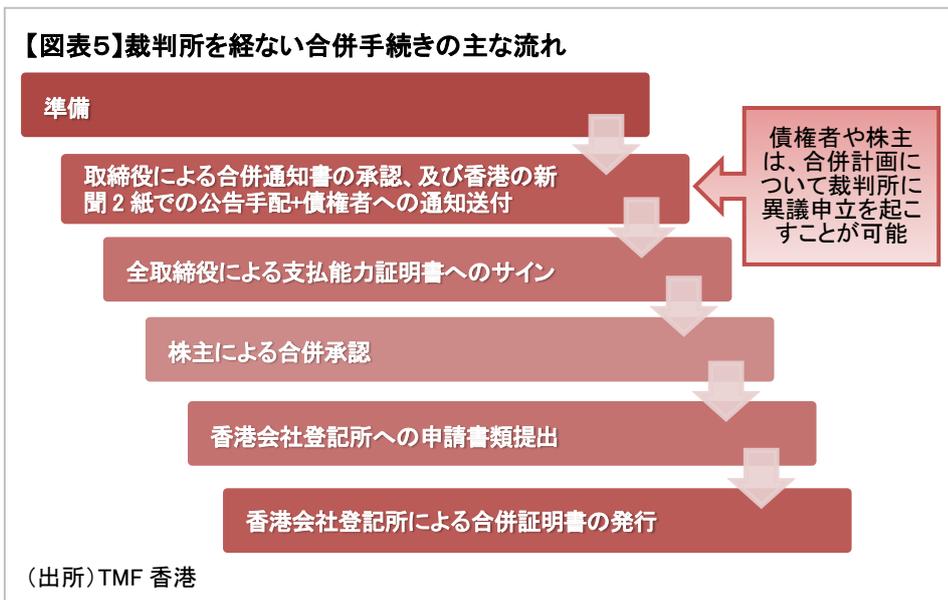
る会社を秘書役として登記

- ② 香港内の登記住所
- ③ 雇用主支払報酬申告書・法人税申告書の税務当局への提出(税務当局より求められた場合)
- ④ 事業登記証の更新および事業登記料の納付
- ⑤ 香港内での法定台帳の保管
- ⑥ 香港法人関連の変更事項について規定フォームの香港会社登記所への提出
- ⑦ 会計帳簿の保管

裁判所を経ない合併

改訂会社法による裁判所を経ない合併の導入により、グループ会社同士での資本再構築や事業の合理化がより容易となりました。合併は垂直合併や水平合併が可能であり、支払能力テストに基づき決定します。合併実施にはその他満たすべき条件もあります。

合併が承認・実施されると、被合併会社はそれぞれ合併会社とは別の法人として消滅し、合併会社は被合併会社も含めたすべての不動産、権利と特権、およびすべての負債と義務を引き継ぎます(図表5)。



なお、合併に際し、被合併会社の商用・財務関連書類における不履行が発生したり、外国の法律において合併が認識されない可能性もあります。したがって、特に合併による香港域外の事業・資産の譲渡については、当該国の法律・税務上の影響も考慮する必要があります。当該オプションを実行される前には、該当する地域における法律上・税務上のアドバイスを専門家にご確認されることをお勧めいたします。

このほか、改訂会社法における裁判所を経ない合併の所得税上の影響は、香港における特定・個別の合併条例や、外国の法律における普遍的な継承のケースとは異なる場合があります。もし裁判所を経ない合併が、税制上の優遇処置を享受する目的で実行されるのであれば、内国歳入法の観点からは、合併存続会社は一般的に、被合併消滅会社があたかも存続しているのとほぼ同等に取り扱われます¹。

その他の資本再構築

改訂会社法により、香港法人の資本再構築として、新株割当有り・無しでの増資、収益の資本化、特別配当株の発行、資本金の一部あるいは全額の株式数の増減、誰にも割り当てられていない株式あるいは没収された株式のキャンセルといった既存資本金の変動が可能となりました。

次回(第 63 号掲載予定)は、法人を閉鎖する場合の選択肢として、株主による任意清算と登記抹消申請について比較、考察します。



フランシス・チャン
ディレクター
会社秘書役部門代表

TMF
GROUP

Global reach
Local knowledge



福嶋 美咲
(ふくしま・みさき)

コーポレート・ガバナンスでの広範囲な実務経験を有し、ローカル・多国籍クライアントに対して香港やその他地域での会社設立、プロジェクト・コーディネーター、再構築、管理等のサービスに従事。会社秘書役分野担当前は、KPMG 香港にて債務超過分野を 9 年間担当。香港税務当局ユーザー委員会のメンバー等、各種役職を兼任する。2015 年 3 月まで香港会社登記所顧客連絡会のメンバーを 6 年間務めた。

ベトナム及び香港にて日系繊維商社で欧米向け輸出事業に携わった後、2010 年から KCS 香港(現・TMF 香港)にて日系企業の香港現地法人設立、香港就労ビザ申請、設立後の記帳代行・秘書役業務・ペイロールなどの運営支援、香港撤退の際の清算業務に従事。

¹ 合併に関する香港税務当局の見解については以下のリンクを参照されたい。

http://www.ird.gov.hk/eng/tax/bus_cfa.htm



【アジア経済情報】

アジア経済概況

2018年にかけて成長率はやや加速する見通し

小林 公司 みずほ総合研究所

16年4Qの景気は持ち直し

2016年4Q(10~12月期)のアジアの実質GDP成長率は、前期に比べて低下する国があったものの(図表1)、総じて景気は持ち直したと評価される。景気持ち直しの背景にあるのは輸出の回復だ。グローバルなITサイクルの改善、中国における在庫調整進展を受けた輸入増加などにより、IT関連製品や資源の輸出が回復した。足元でも、各国の輸出受注は上昇傾向ないし高水準にあり(図表2)、輸出を中心に景気回復のモメンタムは続いていると考えられる。

国・地域別にみると、中国は、前期から小幅に加速した。もともと、消費、投資、輸出の伸びは鈍化しており、在庫投資によって成長率が押し上げられており、総じてみれば景気は横ばい圏の推移だった。

NIEsでは、香港とシンガポールが加速した。いずれも輸出が伸びており、前者については個人消費、後者については在庫投資の拡大も目立った。台湾は減速したものの、輸出と投資が活発化して輸入も大きく伸びたためであり、景気の実態は悪くなかった。韓国は、サムスン製スマートフォンの不具合等で輸出が減少し、規制強化の影響を受けた消費と住宅投資も減速した。

ASEAN5では、フィリピンとベトナムが、輸出および内需を中心に加速した。タイは横ばいで、前国王崩御に伴う服喪で旅行サービス輸出や贅沢・娯楽消費が減少したものの、財輸出の伸びは加速し、その他の消費も底堅かった。マレーシアは減速したが、輸出と内需の拡大に伴う輸入の急増が押し下げに作用しており、景気の実態は悪くなかった。インドネシアも減速したが、主因は

図表1 実質GDP成長率

	2015		2016			
	7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	10~12
韓国	5.0	2.7	2.1	3.2	2.5	1.6
台湾	▲0.0	0.1	4.8	0.8	4.0	1.8
香港	2.2	0.3	▲1.2	5.6	3.3	4.8
シンガポール	2.6	5.1	▲0.5	0.8	▲0.4	12.3
タイ	3.8	2.5	4.3	4.2	1.7	1.7
マレーシア	3.5	5.0	4.2	2.7	5.8	5.7
フィリピン	5.8	8.1	5.2	8.3	6.1	7.1

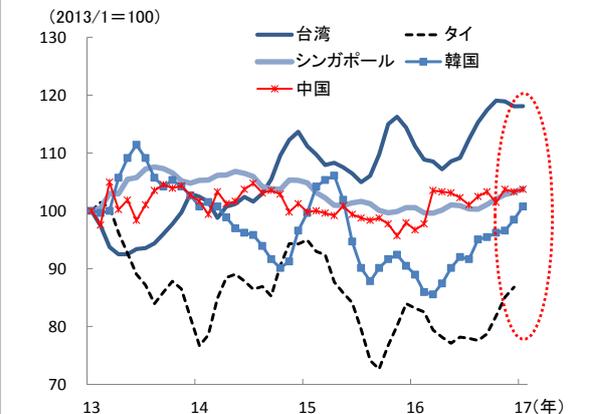
(前期比年率、%)

	2015	2016
中国	6.9	6.7
インドネシア	4.8	4.9
ベトナム	6.9	6.6
インド	8.4	7.4

(前年比、%)

(資料)各国統計、CEIC Dataより、みずほ総合研究所作成

図表2 アジア各国の輸出受注



(注)台湾は受注額指数、他はPMIなどアンケート調査によるマインド指数。

(資料)各国統計、CEIC Dataより、みずほ総合研究所作成

政府消費の減少であり、外需と国内民需は拡大した。

インドは小幅に減速した。11月に不正資金対策として突如実施された高額紙幣廃止の悪影響が懸念されたものの、成長率の低下は実際には限定的だった。3年ぶりに干ばつを免れた農村経済が急回復したことなどから、景気は下支えされた。

18年にかけて成長率はやや加速

今後を展望すると、ITサイクルの改善および中国における在庫調整の進展は、過去の周期を基にすると17年中は持続し、これらに伴ってアジアの輸出も回復を続けると見込まれる。そして、17年半ば以降にはトランプ政権の積極財政が具体化すると想定され、18年にかけて米国向けを中心に輸出の改善が続くと期待される。

ただし、輸出回復のペースは緩やかだろう。目下のITサイクルの改善は過去のサイクルに比べて盛り上がり欠ける。市場が成熟化しており、

スマートフォンの爆発的拡大のような現象は期待し難い。米国を中心とする世界経済の回復も、リーマン・ショック以前のような力強さは欠くだろう。

総じてみると、アジア経済は18年にかけて輸出を中心にやや加速すると予測される。なお、米国の保護主義が強まる場合には、マレーシアや台湾、ベトナムなどの対米輸出依存度の高い国を中心に、景気下振れのリスクが高まることには注意が必要である。

中国は、景気対策の効果や在庫調整の進展で足元の景気は持ち直しているが、過剰生産能力を抱えて設備投資の調整圧力に直面している状況に変わりはない。今後は、前年に強化された住宅購入抑制策の影響が顕在化して、住宅投資も減速に向かうだろう。これに対し、政府は景気下支えのために財政の拡張姿勢を続ける方針のため、成長率は緩やかに減速する見通しである。

インドは、消費が前年に好天で押し上げられた動きが一巡し、17年の景気はいったん横ばいに

なりそうだ。18年には平年並みの天候を前提に、消費は拡大基調に戻るようになるが、設備投資が低稼働率や銀行不良債権問題を背景に低迷を続けるため、景気は総じて緩やかな回復にとどまろう。

以上を踏まえ、2017年の実質GDP成長率は、中国が+6.5%、NIEsが+2.3%、ASEAN5が+4.9%、インドが+7.4%、2018年は、中国が+6.4%、NIEsが+2.6%、ASEAN5が+5.0%、インドが+7.5%と予測する(図表3)。

図表3 アジア経済見通し総括表

	(単位: %)				
	2014年 (実績)	2015年 (実績)	2016年 (実績)	2017年 (予測)	2018年 (予測)
アジア	6.3	6.2	6.1	6.0	6.1
中国	7.3	6.9	6.7	6.5	6.4
NIEs	3.5	2.0	2.2	2.3	2.6
韓国	3.3	2.6	2.7	2.4	2.8
台湾	4.0	0.7	1.5	2.3	2.6
香港	2.8	2.4	1.9	2.3	1.6
シンガポール	3.6	1.9	2.0	2.2	2.5
ASEAN5	4.6	4.8	4.9	4.9	5.0
インドネシア	5.0	4.9	5.0	5.1	5.2
タイ	0.9	2.9	3.2	3.1	3.2
マレーシア	6.0	5.0	4.2	4.3	4.6
フィリピン	6.2	5.9	6.8	6.4	6.3
ベトナム	6.0	6.7	6.2	6.3	6.4
インド	6.8	7.4	7.4	7.4	7.5
(参考)中国・インドを除くアジア	4.2	3.7	3.9	3.9	4.1
(参考)中国を除くアジア	5.3	5.3	5.4	5.5	5.7

(注) 1. 実質GDP成長率(前年比)。
2. 平均値はIMFによる2014年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。
(資料) 各国統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2016年7/8月発行 第54号

- ・2016年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港における商標登録
- ・インドの税制[59]新会社法のもとでの現地法人の設立手続き
- ・:知っておきたいマレーシアの法人税申告のポイント
- ・初めてベトナムへ駐在する場合の個人所得税申告の実務における留意点
- ・ベトナム民法の改正～表見法理の新設～Philippines:フィリピンの投資環境
- ・私募投資ファンド募集行為管理弁法の解説
- ・営業税から増値税への改革～生活サービス業への影響～

2016年9月発行 第55号

- ・フィンテックの特色と問題点ならびにアジアにおける可能性～ビットコインを支えるブロックチェーンに関する考察～
- ・香港における事業再編～「新会社条例」による最新合併事情
- ・2025年の製造強国入りを目指す中国の新製造業振興策
- ・タイにおける固定資産の管理と税務処理
- ・ベトナム現地法人設立直後の労務・税務上の検討事項
- ・インドビジネス最新情報[21]日印社会保障協定の発効
- ・退職後の競業禁止義務から学ぶ英国法系国のポリシー
- ・中国における事業撤退の要点～自主清算の事例から～
- ・解説・中国ビジネス法務[23]2016年食品安全重点活動計画および企業の留意点

2016年10月発行 第56号

- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(前編)～ヒマワリ運動から蔡新政権成立まで～
- ・中国のAEO制度とその活用
- ・インドの税制[60]インドにおけるLLP制度
- ・マレーシア新会社法の概要
- ・ベトナム刑法および刑事訴訟の改正動向
- ・ベトナムにおける持分譲渡にかかる資本譲渡税
- ・金融口座に関する自動的情報交換(AEOD)制度の導入
- ・法定発効要件の欠如による無効契約～4つの事例から～

2016年11月発行 第57号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先～「13次5カ年」期の中国産業政策～
- ・台湾新政権下における中台関係と経済の行方(後編)～蔡新政権の経済政策を展望する～
- ・新税制導入後の中国における越境ECの動向
- ・フィリピンの会社清算
- ・ベトナムのPE課税の現状と将来への対策

- ・インドビジネス最新情報[22]企業の社会的責任(CSR)に関する開示事例の検討
- ・台湾の留保金課税のケース・スタディーによる解説
- ・企業移転における主な留意点～企業の不動産資産の法的保護を中心に～
- ・企業間での貸付行為の効力問題

2016年12月発行 第58号

- ・サプライサイド構造改革のめざす先～「13次5カ年」期の中国産業政策～
- ・中国のドローン産業と日系参入のアプローチ
- ・香港統括会社の現状とCTCへの対応～在香港日系統括会社調査より～
- ・華南における工場移転にかかる実務上の留意点
- ・インドの税制[61]インド物品・サービス税(GST)の最新動向～そのインパクトと企業の対応～
- ・インドネシア税務調査
- ・カンボジア税務調査の最新トレンドと対策
- ・台湾の法定休日
- ・解説・中国ビジネス法務[24]「外商投資企業に対する届出管理実施後の関連登記登録業務の遂行に関する通知」の解説と企業の留意点

2017年1/2月発行 第59号

- ・2016年下期為替市場の回顧と17年上期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～
- ・香港の賃金動向～2016年の回顧と17年の展望～
- ・Vietnam:ロイヤルティに関する税務上の留意点
- ・Vietnam:投資法の改正案
- ・India:インドビジネス最新情報[23]均等化税の概要
- ・Indonesia:インドネシア会社法上の「買収」手続き
- ・Malaysia:2017年度マレーシア予算案における税制改正
- ・China:非居住企業による中国法人持分の譲渡取引の要点

2017年3月発行 第60号

- ・中国での外国人就業許可にかかる最新政策と留意点
- ・“一帯一路”構想を支える国際金融機関～IFFOにみる外資参入のチャンス～
- ・Thailand:タイ法人の撤退・清算時における実務上のポイント
- ・Vietnam:ベトナム税務最前線～税法改正と税務調査のトレンド～
- ・India:インドの税制[62]2017年度インド予算案における税制改正概要
- ・China:解説・中国ビジネス法務[25]インターネット安全法の解説と実務への影響
- ・China:中国での会計とIFRSの動向～収益認識基準について～
- ・Hong Kong:香港におけるBEPSへの対応に関する公開草案の概要

バックナンバーのご用命は、巻末記載の連絡先もしくは営業担当者まで、お気軽にお申し付けください。

みずほ銀行

香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザー

TEL (852) 2102-5487

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6838-1291

産業調査部アジア室（在シンガポール）

TEL (65) 6805-3660

One MIZUHO
Building the future with you

免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。